

船舶による危険物の運送基準等を定める告示

(昭和五十四年九月二十七日運輸省告示第五百四十九号)

最終改正：平成 28 年 12 月 28 日 (国土交通省告示第 1448 号)

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(危険物等)

第二条 規則第二条第一号イの告示で定めるものは、第五条第一項第一号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が火薬類であるものとする。

2 規則第二条第一号ロの告示で定めるものは、第五条第一項第二号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が高圧ガスであるものとする。

3 規則第二条第一号ハ(1)、(2)及び(3)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が引火性液体類であるものとする。

4 規則第二条第一号ニ(1)、(2)及び(3)の告示で定めるものは、それぞれ、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が可燃性物質、自然発火性物質及び水反応可燃性物質であるものとする。

5 規則第二条第一号ホ(1)の告示で定めるものは、第五条第一項第三号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が酸化性物質であるものとする。

6 規則第二条第一号ホ(2)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が有機過酸化物であるものとする。

7 規則第二条第一号ヘ(1)の告示で定めるものは、第五条第一項第四号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が毒物であるものとする。

8 規則第二条第一号ヘ(2)の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、項目の欄が病毒をうつしやすい物質であるものとする。

9 規則第二条第一号チの告示で定めるものは、第五条第一項第五号に掲げるもの及び別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が腐食性物質であるものとする。

10 規則第二条第一号リの告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が有害性物質であるものとする。

11 規則第二条第一号のニイの告示で定めるものは、別表第八の二の品名の欄に掲げる物質とする。

12 規則第二条第一号の二ロの告示で定めるものは、別表第八の三の品名の欄に掲げる物質とする。

13 規則第二条第一号の二ハの告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、分類の欄が引火性液体類であるものとする。

14 規則第二条第二号の二の告示で定める容器は、組合せ容器（外装容器及び内装容器を用いる小型容器をいう。以下同じ。）以外の容器とする。

15 規則第二条第二号の二の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げる容器（P200、P203、P205、P206 及び P208 を除く。）及び同表備考 5 の 2 (1)注 3 に規定する容器とする。

16 規則第二条第二号の三の告示で定めるものは、別表第一の大型容器の欄に掲げる容器とする。

17 規則第二条第二号の四の告示で定めるものは、別表第一の IBC 容器の欄に掲げる容器とする。

18 規則第二条第二号の五の告示で定めるものは、別表第一のポータブルタンクの欄に掲げる容器とする。

19 規則第二条第二号の六の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げる P200、P203、P205、P206 及び P208 の容器とする。

20 規則第二条第二号の七の告示で定めるものは、別表第一のフレキシブルバルクコンテナの欄に掲げる容器とする。

(項目等)

第三条 規則第三条第二項の告示で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高圧ガス 引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス及び毒性高圧ガス
- 二 可燃性物質類 可燃性物質、自然発火性物質及び水反応可燃性物質
- 三 酸化性物質類 酸化性物質及び有機過酸化物
- 四 毒物類 毒物及び病毒をうつしやすい物質

2 規則第三条第三項の告示で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、液体及び固体の異性体を有する危険物にあつては「液体」（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは「LIQUID」又は「固体」（本邦各港間において運送する場合に限る。）若しくは「SOLID」、熔融状態で運送される固体の危険物にあつては「熔融状」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「MOLTEN」、摂氏一〇〇度以上で運送される液体又は摂氏二四〇度以上で運送される固体の危険物にあつては「高温」（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は「ELEVATED TEMPERATURE」若しくは「HOT」を品名に付すものとする。

- 一 危険物 別表第一の品名の欄に掲げる日本語名（本邦各港間において運送する場合に限る。）又は英語名
- 二 液化ガス物質 別表第八の二の品名の欄に掲げるもの
- 三 液体化学薬品 別表第八の三の品名の欄に掲げるもの

3 規則第三条第四項の告示で定めるものは、それぞれ、別表第一の国連番号、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級の欄に掲げるものとする。

（船長の許可を受けて持ち込むことができる危険物）

第四条 規則第四条第一項の告示で定める危険物は、別表第九の品名の欄に掲げる危険物とする。

2 規則第四条第一項の告示で定める数量は、別表第九の数量の欄に掲げる数量とする。

（運送禁止物質）

第五条 規則第七条第一項の告示で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる火薬類
 - イ 臭素酸アンモニウム
 - ロ 臭素酸アンモニウム溶液
 - ハ 塩素酸アンモニウム
 - ニ 塩素酸アンモニウム溶液
 - ホ 亜塩素酸アンモニウム
 - ヘ 硝酸アンモニウム（別表第一に掲げるものを除く。）
 - ト 亜硝酸アンモニウム
 - チ 無機亜硝酸とアンモニウム塩の混合物
 - リ ピクリン酸銀（水分含有率が三〇質量パーセント未満のものに限る。）
 - ヌ シクロトリメチレントリニトラミン（水分含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。）
 - ル ジアゾニトロフェノール（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。）
 - ヲ ジエチレングリコールジナイトレート（安定剤含有率が二五質量パーセント未満のものに限る。）
 - ワ グアニルニトロサミノグアニリデンヒドラジン（水分含有率が三〇質量パーセント未満のものに限る。）
 - カ グアニルニトロサミノグアニルテトラセン（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が三〇質量パーセント未満のものに限る。）
 - ヨ アジ化鉛（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。）
 - タ スチフニン酸鉛（水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。）

のに限る。)

レ 六硝酸マンニトール (水分又はアルコールと水の混合物の含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。)

ソ 雷こう (水分又はアルコールと水の混合物の含有率が二〇質量パーセント未満のものに限る。)

ツ ニトログリセリン (安定剤含有率が四〇質量パーセント未満のものに限る。)

ネ 四硝酸ペンタエリスリット (水分含有率が二五質量パーセント未満のもの又は安定剤含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。)

ナ パウダーケーキ (水分含有率が二五質量パーセント未満のもの又はアルコール分含有率が一七質量パーセント未満のものに限る。)

ラ シクロテトラメチレンテトラニトラミン (水分含有率が一五質量パーセント未満のものに限る。)

ム シクロトリメチレントリニトラミンとシクロテトラメチレンテトニトラミンの混合物 (水分含有率が一五質量パーセント未満のもの又は安定剤含有率が一〇質量パーセント未満のものに限る。)

二 次に掲げる高圧ガス

イ 塩化水素 (深冷液化されたものに限る。)

ロ 亜硝酸メチル

ハ 亜硝酸エチル

三 次に掲げる酸化性物質

イ 臭素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ロ 塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ハ 亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

ニ 過マンガン酸アンモニウム

ホ 過マンガン酸アンモニウム溶液

ヘ 過マンガン酸塩とアンモニウム塩の混合物

ト 次亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物

チ 過塩素酸 (濃度が七二質量パーセントを超えるものに限る。)

リ 塩素酸水溶液 (濃度が一〇質量パーセントを超えるものに限る。)

ヌ 亜硝酸亜鉛アンモニウム

四 次に掲げる毒物

イ シアン化水素 (アルコール溶液であつて濃度が四五質量パーセントを超えるもの又は安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ロ シアン化水素酸 (濃度が二〇質量パーセントを超えるものに限る。)

ハ シアン酸水銀

ニ アクロレイン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ホ クロトンアルデヒド (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ヘ エチレンイミン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ト メチルビニルケトン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

チ アセトンシアノヒドリン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

リ イソチオシアン酸アリル (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ヌ クロロアセトン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ル クロラール (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ヲ ジケテン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

ワ ビニルピリジン (安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。)

五 次に掲げる腐食性物質

- イ アリルトリクロシラン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ロ 三酸化硫黄（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ハ アクリル酸（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）
- ニ メタクリル酸（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）

2 規則第七条第二項第一号の告示で定めるものは、次のいずれかに該当するもの以外のものとする。

- 一 別表第一の積載方法の欄にE S 0 1又はE S 0 2が掲げられている火薬類
- 二 隔離区分がC、D、E又はGの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納されているもの
- 三 隔離区分がBの火薬類であつて正味薬量が一〇キログラム以下で、かつ、火薬庫に収納され甲板上に積載されるもの
- 四 等級一・四の火薬類であつて隔離区分がSのもの

3 規則第七条第二項第三号の告示で定める危険物は、別表第一の積載方法の欄にD又はEが掲げられている危険物とする。

4 規則第七条第三項の告示で定める数は、二五又は船舶の長さをメートルで表した数を三で除した数（小数点以下は切り捨てるものとする。）のうちいずれか大きい方の数とする。

（容器、包装等の基準）

第六条 規則第八条第一項の告示で定める基準は、次条から第八条までに定めるとおりとする。

（容器、包装）

第七条 危険物の容器及び包装については、別表第一の容器及び包装の欄に定めるところによらなければならない。

2 次の各号に掲げる性状を有する危険物を収納する容器及び包装は、気密に密閉できるものでなければならない。

- 一 引火性、人体に対する毒性又は腐食性の蒸気を発するもの
- 二 乾燥した場合に爆発性を有するもの
- 三 空気と危険に反応するおそれのあるもの

3 次の容器は、危険物の融点以上の温度で運送される場合にあつては、当該危険物の容器として使用してはならない。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、表示を高さ二五ミリメートル以上の大きさとすることができる。

一 次に掲げる種類の小型容器であつて単一容器（内装容器を使用しない小型容器をいう。以下同じ。）として使用するもの

イ ドラム（容器記号（別表第一備考6 (1)(ii)、同表備考第6 (2)(ii)及び同表備考6 (3)(ii)に定める容器に係る記号をいう。以下同じ。）が1 D又は1 Gのものに限る。）

ロ 箱（容器記号が4 C 1、4 C 2、4 D、4 F、4 G又は4 H 1のものに限る。）

ハ 袋

ニ 複合容器（容器記号が6 H C、6 H D 1、6 H D 2、6 H G 1、6 H G 2、6 P C、6 P D 1、6 P D 2、6 P G 1、6 P G 2又は6 P H 1のものに限る。）

二 フレキシブル大型容器（容器記号が5 1 Hのものに限る。）

三 次に掲げる種類のI B C容器

イ 木製I B C容器

ロ ファイバ板製I B C容器

ハ フレキシブルI B C容器

ニ プラスチック製内容器付複合I B C容器（容器記号が1 1 H Z 2又は2 1 H Z 2であるものに限る。）

四 I B C容器（容器等級がIの危険物を収納する場合に限る。）

4 次に掲げる容器は、接地することができるものでなければならない。

- 一 引火点が摂氏六〇度以下の危険物又は粉じんにより爆発するおそれのある危険物を収納する I B C 容器
- 二 引火性液体類又は引火性液体類以外の危険物であつて引火点が摂氏六〇度以下のものを収納するポータブルタンク
(標札等)

第七条の二 危険物を収納する小型容器、大型容器、I B C 容器及び高圧容器には、収納する危険物の等級を示す標札（以下「正標札」という。）及び副次危険性等級を示す標札（以下「副標札」という。）を外部から見やすい場所に付さなければならない。ただし、別表第一において標札等を付すことを要しないことが規定されている場合にあつては、この限りでない。

2 大型容器及び内容積が四五〇リットルを超える I B C 容器には、前項の標札は両側面に付さなければならない。

3 ポータブルタンク、非開放型の構造を有する金属製コンテナ、上部開放型の構造を有するシート付き金属製コンテナ及びフレキシブルバルクコンテナ（以下「ポータブルタンク等」という。）には、収納する危険物の等級を示す標識（以下「正標識」という。）及び副次危険性等級を示す標識（以下「副標識」という。）を四側面（二種類以上の危険物を収納する場合は、それぞれの危険物が収納される区画の両側面）に付さなければならない。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、正標札及び副標札を両側面に付すこととすることができる。

4 前三項の標札等の様式は第一号様式を標準とする。

(品名等の表示)

第七条の三 危険物を収納する小型容器、大型容器、I B C 容器及び高圧容器には、収納する危険物の品名及び国連番号を外部から見やすい位置に表示しなければならない。この場合において、国連番号は「UN」の文字に続けて表示しなければならない。

2 前項の場合において、国連番号及び「UN」の文字の高さは十二ミリメートル以上の大きさとしなければならない。ただし、許容質量が三〇キログラム以下であつて五キログラムを超える小型容器、許容容量が三〇リットル以下であつて五リットルを超える小型容器又は内容積が六〇リットル以下の高圧容器の場合の文字の高さは六ミリメートル以上の大きさ、許容質量が五キログラム以下又は許容容量が五リットル以下の小型容器の場合は適切な大きさとすることができる。

3 大型容器及び内容積が四五〇リットルを超える I B C 容器には、前項の品名及び国連番号は両側面に表示しなければならない。

4 ポータブルタンク等には、次の各号に定めるところにより、必要な表示をしなければならない。

- 一 収納する危険物の品名を高さ六五ミリメートル以上の大きさと両側面（二種類以上の危険物を収納する場合は、それぞれの危険物が収納される区画の両側面）に表示すること。ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、表示を高さ十二ミリメートル以上の大きさとすることができる。ただし、内容積が

- 二 収納する危険物の国連番号を高さ六五ミリメートル以上の大きさの黒色数字で、次に掲げるもののいずれかに表示すること。

イ ポータブルタンク等の四側面（二種類以上の危険物を収納する場合は、当該危険物がある区画の両側面）に付される正標識又は当該正標識に近接して付す第二号様式の国連番号用表示

ロ ポータブルタンク等に付される海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十七第一項第一号イ(3)又は同号ハの標札（次号において「海洋汚染マーク」という。）に近接して付す第二号様式の国連番号用表示（正標識が付されない場合に限る。）

ハ ポータブルタンク等の少なくとも両側面に付される品名に近接して付す第二号様式の国連番号用表示（正標識及び海洋汚染マークが付されない場合に限る。）

- 三 摂氏一〇〇度以上の液体又は摂氏二四〇度以上の固体の危険物が収納されたポータブルタンク等にあつては、第三号様式の高温注意用表示を四側面に表示すること。
- 四 危険物の区分に応じ、次に掲げる事項をポータブルタンク又はポータブルタンクに取り付けられた金属板に表示すること。この場合において、イ及びロの高圧ガスを充てんするポータブルタンクにあつては、両側面に表示すること。
- イ 深冷液化された高圧ガス
- (1) 荷送人の氏名又は名称
 - (2) ポータブルタンクの所有者の氏名又は名称
 - (3) 高圧ガスの品名又は化学名
 - (4) 温度
 - (5) 最大許容総質量（収納される危険物の最大許容正味質量にポータブルタンクの質量を加えたものをいう。以下同じ。）
 - (6) ポータブルタンクの質量
 - (7) 高圧ガスの圧力をポータブルタンクの使用許容圧力以下に保持できる時間（以下「使用許容圧力保持時間」という。）
- ロ 深冷液化された高圧ガス以外の高圧ガス イ(1)、(3)、(5)及び(6)に掲げる事項並びに最大許容正味質量
- ハ 引火性液体類、可燃性物質類（自己反応性物質を除く。）、酸化性物質、毒物及び腐食性物質 イ(1)、(5)及び(6)に掲げる事項
- ニ 自己反応性物質及び有機過酸化物
- (1) イ(1)、(5)及び(6)に掲げる事項
 - (2) 国連番号
 - (3) 化学名
- 5 深冷液化された高圧ガスを充てんする高圧容器、危険物を収納する圧力調整弁付き単一容器及び液体の危険物を収納する組合せ容器には、第三号の二様式の上向き表示を両側面に表示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる危険物を収納する容器については、この限りでない。
- 一 病毒をうつしやすい物質を収納する容器であつて、一次容器内の危険物収納量が五〇ミリリットル以下のもの
 - 二 全方位に対して漏れ防止構造を有する物品を収納する小型容器
 - 三 内装容器当たりの危険物収納量が一二〇ミリリットル以下であつて、外装容器と内装容器の間に収納物を完全に吸収できる量の吸収材を充てんする組合せ容器
 - 四 内装容器当たりの危険物収納量が五〇〇ミリリットル以下であつて、内装容器を気密に密閉した組合せ容器
 - 五 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物の容器
- 6 前項の規定により、上向き表示が表示された容器のオーバーパックには第三号の二様式の上向き表示を表示しなければならない。
- 7 高圧容器であつて、複数の容器が恒久的に結合され、かつ、枠に固定されるもの（以下「集合ガス容器」という。）には、次に掲げる事項を集合ガス容器又は集合ガス容器に取り付けられた金属板に表示しなければならない。
- 一 荷送人の氏名又は名称
 - 二 最大許容総質量（収納される危険物の最大許容正味質量に集合ガス容器の質量を加えたものをいう。以下同じ。）
 - 三 集合ガス容器の質量
 - 四 摂氏一五度における高圧ガスの圧力

8 第一項の規定（品名に関する規定を除く。）は、放射性輸送物について準用する。

第七条の四 第七条の二及び前条（第五項及び第六項を除く。）の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「少量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号様式の少量危険物用表示を表示することとする。

一 別表第一の国連番号の欄に1044、1950、2037、2315（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、2794、2795、2800、3028、3151（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、3164、3269、3316、3473、3476、3477、3478又は3479と掲げられている危険物（以下「物品危険物」という。）以外の危険物にあつては、同表の小型容器又は高压容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものであること。

二 内装容器の容量若しくは内装容器に収納される危険物の質量又は物品危険物の容量若しくは質量が、別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている容量又は質量以下であること。

三 総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）が三〇キログラム以下であること。

2 第七条の二及び前条の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に記号が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「微量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号の二様式の微量危険物用表示を表示することとする。

一 別表第一備考5の2注3に規定する容器に収納して運送されるものであること。

二 別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考5の2に規定する容量又は質量以下であること。

三 同一のコンテナに収納する場合にあつては、収納されている容器の数が一〇〇〇を超えないものであること。

第七条の五 第二十五条の四第一号ただし書の要件を満たす容器（以下「Vマーク付き容器」という。）は、次の各号に規定する要件を満たす場合に限り、収納する危険物に対して認められるすべての種類の内装容器を収納して運送することができる。

一 収納する内装容器の総質量（当該容器に収納される危険物の総質量に自重を加えたものをいう。以下同じ。）が同号の落下試験に使用した内装容器の総質量の二分の一を超えないこと。

二 危険物の漏えいのおそれのある場合には、適当な流出防止措置をすること。

第七条の六 緊急時の運送、回収又は処分の目的で使用する小型容器（以下「サルベージ容器」という。）、大型容器（以下「サルベージ大型容器」という。）及び高压容器（以下「サルベージ高压容器」という。）は、損傷した容器又は漏えいした危険物のみを収納して運送することができる。

（収納方法）

第八条 液状の危険物（高压ガスを除く。以下同じ。）を小型容器又は大型容器に収納する場合には、摂氏五五度において容器内に空間を残さなければならない。

2 液状の危険物をIBC容器に収納する場合には、摂氏五〇度において、内部の空間を当該IBC容器の内容積の二パーセント以上残さなければならない。

3 危険物をポータブルタンクに収納する場合には、次に掲げる基準に適合するように収納しなければならない。

一 総質量が、ポータブルタンクの最大許容総質量を超えないこと。

二 危険物の注入及び排出時における容器の内部圧力並びに摂氏六五度における容器の内部圧力が、当該容器の最大許容使用圧力を超えないこと。

三 摂氏五〇度において、内部の空間が、収納する危険物に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上残ること（次号に掲げる場合を除く。）。

イ 次に掲げるもの ポータブルタンクの内容積の五パーセント

(1) 毒物（容器等級がⅠ又はⅡのものに限る。）

(2) 腐食性物質（容器等級がⅠ又はⅡのものに限る。）

(3) 摂氏六五度における蒸気の絶対圧力が〇・一七五メガパスカルを超えるもの

ロ イに掲げるもの以外の危険物 ポータブルタンクの内容積の三パーセント

四 次に掲げる場合には、最高運送温度において、内部の空間がポータブルタンクの内容積の五パーセント以上残ること。

イ 加熱装置により危険物を摂氏五〇度を超える温度に維持する場合

ロ 固体の危険物を融点を超える温度で運送する場合

ハ 液体の危険物を摂氏一〇〇度以上の温度で運送する場合

ニ 規則第二条第一号ハ(2)に掲げる危険物を運送する場合

五 摂氏二〇度において〇・〇〇二六八平方メートル毎秒未満の粘性を有する液状の危険物を、七五〇〇リットル以下の区画に区分されていないポータブルタンクに収納する場合は、空間スペースが二〇パーセント以下であり、又は八〇パーセント以上であること。

第九条 削除

（容器検査等が必要な危険物）

第十条 規則第八条第三項の告示で定める危険物は、次の各号のいずれにも該当しない危険物とする。

一 放射性物質等

二 少量危険物（火薬類を除く。）

三 微量危険物

四 別表第一の容器及び包装の欄において容器検査を必要としないことが定められている危険物

五 船積地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が差し支えないと認める危険物

（容器の外国政府による表示）

第十条の二 規則第八条第三項第二号の告示で定める表示は、小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク、高压容器又はフレキシブルバルクコンテナ（本邦外で製造されたものに限る。）に付された表示であつて、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）により、国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という。）に適合していることが認められていることを示す表示とする。

第十条の三 規則第九条の告示で定めるものは、品名、「UN」の文字及び国連番号の表示並びに第三号様式の高温注意用表示及び第四号様式の少量危険物用表示とする。

第十一条から第十三条まで 削除

第十三条の二 規則第十二条第一号の告示で定める期間は、三月（収納された危険物を返送する場合にあつて、かつ、返送後、当該危険物が適切に廃棄され、又は再使用される場合には六月）とする。

第十四条 規則第十三条の告示で定める危険物は、別表第十三の品名の欄に掲げるものとする。

2 規則第十三条の告示で定める積載方法は、別表第十三の積載の方法の欄に掲げる積載方法とする。

第十四条の二 規則第十四条の告示で定める危険物は、別表第一の特別要件の欄にBK2が掲げられている危険物又は船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物とする。

2 規則第十四条に規定するばら積み運送は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金属製コンテナによる。

一 別表第一の特別規定の欄にBK2が掲げられている危険物 非開放型の構造を有する金属製コンテナ

二 船積地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める危険物 上部開放型の構造を有するシ

ート付き金属製コンテナ

(オーバーパック表示)

第十四条の二の二 規則第十五条第四項の告示で定めるオーバーパック表示は、高さ十二ミリメートル以上の大きさで「オーバーパック」(本邦の各港間において運送する場合に限る。)又は「OVERPACK」の文字によるものとする。

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 規則第十七条第一項第六号の告示で定める事項は、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 放射性物質等以外の危険物

イ 別表第一の品名の欄に化学名が明示されていない危険物を運送する場合にあつては、化学名

ロ 規則第五条の二の規定により規則の適用を受ける容器を運送する場合にあつては、「空容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「EMPTY UNCLEANED」若しくは「RESIDUE LAST CONTAINED」の文字

ハ 廃棄物として危険物を運送する場合にあつては、「廃棄物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「WASTE」の文字

ニ 引火点が摂氏六〇度以下の危険物を運送する場合にあつては、引火点

ホ 少量危険物として運送する場合にあつては、「少量危険物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「limited quantity」若しくは「LTD QTY」の文字

ヘ 微量危険物として運送する場合にあつては、「微量危険物」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「dangerous goods in excepted quantities」の文字

ト サルベージ容器により運送する場合にあつては、「サルベージ容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「SALVAGE PACKAGE」の文字

チ サルベージ高压容器により運送する場合にあつては、「サルベージ高压容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「SALVAGE PRESSURE RECEPTACLE」の文字

リ 危険物の温度管理が必要な危険物を運送する場合にあつては、その旨

ヌ 規則第十二条第一号の規定によりIBC容器を用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したIBC容器」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 4.1.2.2.2.2」の文字

ル 規則第十二号第一号の規定によりポータブルタンクを用いて運送する場合にあつては、「表示の効力を失う前に危険物を収納したポータブルタンク」(本邦各港間において運送する場合に限る。)又は「Transport in accordance with 6.7.2.19.6.2」(火薬類、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類、腐食性物質又は有害性物質を運送する場合に限る。)、 「Transport in accordance with 6.7.4.14.6.2」(深冷液化された高压ガスを運送する場合に限る。)若しくは「Transport in accordance with 6.7.3.15.6.2」(深冷液化された高压ガス以外の高压ガスを運送する場合に限る。)の文字

二 放射性物質等(L型輸送物として容器に収納され、又は包装されるものを除く。)

イ 輸送指数

ロ 臨界安全指数

ハ 放射能の量。ただし、核分裂性物質を運送する場合にあつては、当該核分裂性物質に含まれる核分裂性核種(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一をいう。)の質量とすることができる。

ニ 放射性輸送物としない表面汚染物を運送する場合にあつては、当該表面汚染物に含まれる核分裂性核種の質量

ホ 専用積載により運送する場合にあつては、その旨

(積載方法の基準)

第十四条の四 規則第二十条第一項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 別表第一の積載方法の欄に定めるところによること。
- 二 第七条第四項各号に掲げる容器を積載する場合は、当該容器を接地すること。
- 三 毒性高圧ガス、毒物、放射性物質等（別表第一の国連番号の欄に2908、2909、2910又は2911と掲げられている危険物を除く。）、腐食性物質及び副次危険性等級が六・一又は八の危険物を甲板下積載する場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。
- 四 前号の危険物を甲板上積載する場合は、食料から水平距離で六メートル以上離れた場所に積載すること。
- 五 前二号の規定にかかわらず、第三号の危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で三メートル以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。

（危険物等の隔離基準）

第十五条 規則第二十一条第一項の告示で定める基準は、別表第一の隔離の欄及び別表第十四（積載する危険物がともに火薬類である場合にあつては別表第十四の二）に定めるとおりとする。ただし、規則第十三条の規定によりばら積みして運送する危険物との隔離の基準は、別表第十五に定めるとおりとする。

- 2 規則第二十一条第二項の告示で定める基準は、別表第十五に定めるとおりとする。
- 3 前二項の規定は、少量危険物（火薬類を除く。）及び微量危険物については、適用しない。

（コンテナの構造等の基準）

第十五条の二 規則第二十五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 コンテナは、危険物の運送に十分耐える構造及び強度を有するものであること。
- 二 コンテナにその監視又は追跡を行うための装置を取り付ける場合は、コンテナに収納された危険物に対して安全なものであり、かつ、コンテナに確実に固定すること。
- 三 別表第一の品名の欄に「（温度管理が必要なもの）」が掲げられている危険物を収納するコンテナは、冷凍装置の冷凍能力等について、次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 外部の温度が摂氏五五度を超える場合に、収納する危険物を最高運送温度に維持できる能力を有すること。
 - ロ それぞれ独立した動力源から動力を供給することができ、かつ、一の冷凍装置により温度維持ができる能力を有する二以上の冷凍装置を備え付けていること。ただし、周囲の最高温度が最高運送温度より少なくとも一〇度低い場合には一の冷却装置とすることができる。
 - ハ コンテナの熱通過率は、〇・四ワット毎平方メートル・ケルビン未満であること。
 - ニ 収納する危険物の非常温度（温度管理ができなくなった場合に、緊急措置をとることが必要となる温度として、別表第一備考1(2)又は同表備考1(3)の非常温度の欄に掲げる温度をいう。）に摂氏五度を加えた温度よりも低い引火点の危険物を収納するものにあつては、内部に取り付けてある電気器具は防爆型のものであること。
 - ホ 外部の電源から給電されるものにあつては、電路が、甲板下積載の場合は国際電気標準規格六〇五二九に基づく外被構造の保護形式を示す表示記号（以下「IP」という。）が55のプラグにより、甲板上積載の場合はIPが56のプラグによりコンテナに接続されていること。
 - ヘ 甲板下に積載されるコンテナに取り付けられた冷凍装置用の電気設備（コンテナの内部に取り付けられたものを除く。）は、別表第八の三の電気設備の欄中分類がT4で、グループがII Bのものであること。
 - ト 二以上の温度計測装置が備え付けられており、そのうちのーは、温度の変化を継続して記録できるものであること。
 - チ 摂氏二五度未満の最高運送温度で運送される場合にあつては、最高運送温度以下の所定の温

度に達したときに可視可聴の警報を発する装置を備え付けていること。

リ 冷凍装置又は口の規定により備えられた冷却装置に充てんされている冷媒は、当該冷凍装置又は冷却装置の製造者が指定したものであること。

ヌ 冷凍装置の運転手引書及び予備品を備え付けていること。

四 引火点が摂氏二三度未満の危険物（前号の危険物を除く。）を収納するコンテナの電気器具は、防爆型のものであること。ただし、当該危険物を収納するコンテナが、運送中常に当該危険物の温度を引火点より一〇度以上低く保つことができ、かつ、冷却システムに故障が発生した場合、当該システムの運転を停止し動力源から完全に遮断できる構造を有する場合には、この限りでない。

五 引火性高圧ガスを収納するコンテナの電気器具は、防爆型のものであること。

六 収納する貨物にくん蒸を施す場合のコンテナは、くん蒸ガスの漏洩ができる限り少ないものでなければならない。

（温度管理が必要な危険物の収納方法）

第十六条 規則第二十六条第三項の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に「（温度管理が必要なもの）」が掲げられている危険物及び高圧ガス、引火性液体類、毒物又は腐食性物質であって別表第一備考2（4）（iii）イ及びロの基準に該当するものとする。

2 規則第二十六条第三項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 コンテナ内の空気の循環が妨げられないように収納すること。

二 管理温度の異なる前項の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、あらかじめ、これらの危険物を最も低い管理温度を超えないように冷却すること。

三 前項の危険物と前項の危険物以外の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、前項の危険物はできる限りコンテナの開閉扉の付近に収納すること。

四 管理温度の異なる前項の危険物を同一のコンテナに収納する場合は、管理温度の低い危険物はできる限りコンテナの開閉扉の付近に収納すること。

五 自己加速重合温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納される場合にあつては、摂氏四五度）以下の危険物は、管理温度を超えないように冷却すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 危険物の温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納する場合にあつては、摂氏四五度）において重合のおそれがないように化学的に安定させる場合

ロ 高圧ガスにあつては、重合反応が起こった際の圧力が容器の耐圧試験圧力の三分の二以下の圧力となる充填率で収納する場合

（表示）

第十六条の二 規則第二十八条第一項の告示で定める様式は、第一号様式又は第四号様式とする。

2 規則第二十八条第二項の告示で定めるものは、隔離区分がSの火薬類とする。

3 規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（物品危険物以外の危険物にあつては、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものに限る。）

二 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に記号が掲げられているもの（別表第一の備考5の2注3に規定する容器に収納して運送されるものに限る。）

4 規則第二十八条第二項の告示で定める質量又は容量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める質量又は容量とする。

- 一 前項第一号の危険物 内装容器に収納される危険物の質量若しくは内装容器の容量又は物品危険物の質量若しくは容量については別表第一の少量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている質量又は容量（総質量（内装容器又は物品危険物の質量及び外装容器の質量を含む。）については三〇キログラムとする。）
 - 二 前項第二号の危険物 別表第一の微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げられている記号に応じ、同表備考5の2に規定する質量又は容量
- 5 規則第二十八条第二項の告示で定める特定危険物は、微量危険物とする。
 - 6 規則第二十八条第二項の告示で定める標識は、第四号様式の少量危険物用表示とする。ただし、コンテナに収納された危険物が微量危険物と標札等義務付け対象危険物以外の危険物である場合は、この限りでない。
 - 7 規則第二十八条第三項の告示で定める方法は、高さ六五ミリメートル以上の大きさで表示する方法とする。
 - 8 規則第二十八条第三項ただし書の告示で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによることとする。
 - 一 コンテナの両側面に付す第二号様式の国連番号用表示に、収納する危険物の国連番号を高さ六五ミリメートル以上の大きさの黒色数字で表示する方法
 - 二 コンテナの両側面に収納する危険物の国連番号を「UN」の文字に続けて表示する方法
 - 9 規則第二十八条第四項の告示で定める質量は、四〇〇〇キログラム（容器及び包装の質量を含む。）とする。
 - 10 規則第二十八条第四項の告示で定める基準については、第七条の三第四項の規定を準用する。この場合において、「ポータブルタンク」とあるのは「コンテナ」と、「第三十七条の十七第一項第一号イ(3)」とあるのは「第三十七条の十七第一項第一号ハ」と読み替えるものとする。
 - 11 規則第二十八条第五項の告示で定める様式は、第三号様式とする。
 - 12 規則第二十八条第六項の告示で定める様式は、第五号様式とする。
 - 13 規則第二十八条第七項の告示で定める冷却剤は、別表第一の国連番号の欄に1845、1951又は1977と掲げられている危険物とする。
 - 14 規則第二十八条第七項の告示で定める様式は、第五号の二様式とする。
（コンテナ危険物明細書の記載事項）
- 第十六条の三 規則第三十条第一項第七号の告示で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第十四条の三に掲げる事項
 - 二 収納された貨物にくん蒸を施したコンテナにあつては、くん蒸剤の処分についての説明（くん蒸剤の処分に関する説明書を別途提出する場合を除く。）、くん蒸を施した年月日並びに使用したくん蒸剤の型及び量
（コンテナの積載方法）
- 第十六条の四 規則第三十二条第二項の告示で定める積載方法は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 引火点が摂氏二三度未満の危険物又は引火性高压ガスを収納しているコンテナと冷凍装置又は加熱装置付きのコンテナを甲板下の同一貨物区域に積載する場合は、次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 冷凍装置又は加熱装置の電気設備（ガス又は蒸気が内部に入りこまない構造のコンテナの内部に取り付けられたものを除く。）は、別表第八の三の電気設備の欄中分類がT4で、グループがII Bのものであること。
 - ロ 外部の電源から給電されるものにあつては、電路はIPが五五のプラグにより、コンテナに接続されていること。
 - ハ 当該危険物を積載する貨物区域に、規則第三十七条第一項の防火等の措置が講じられていること。

二 引火点が摂氏二三度未満の危険物（第十五条の二第三号の危険物を除く。）を収納しているコンテナを積載する場合は、当該コンテナの電気器具が防爆型のものである場合を除き、運送中常に当該危険物の温度を引火点より一〇度以上低く保ち、かつ、冷却システムに故障が発生した場合には、当該システムの運転を停止し動力源から完全に遮断すること。

三 引火性高圧ガス若しくは副次危険性等級が二・一の危険物又は引火点が摂氏二三度未満の引火性液体類若しくは副次危険性等級が三の危険物を収納しているコンテナを甲板上に積載する場合は、発火源となる設備から水平距離で三メートル（コンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載する場合にあつては二・四メートル）以上離して積載すること。

四 火薬類（等級が一・四のものを除く。）を収納しているコンテナは、他の船舶等との衝突があつた場合において当該衝突の影響が少ない場所に積載すること。

（コンテナ相互の隔離）

第十六条の四の二 規則第三十三条の告示で定める隔離の基準は、別表第十六に定めるとおりとする。

（自動車等危険物明細書の記載事項）

第十六条の五 第十六条の三の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十条第一項第七号の告示で定める事項について準用する。

（自動車等の積載方法）

第十六条の六 第十六条の四の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十二条第二項の告示で定める積載方法について準用する。この場合において、「甲板下の同一貨物区域」とあるのは「同一の閉囲されたロールオン・ロールオフ貨物区域等」と読み替えるものとする。

（自動車等の隔離）

第十六条の六の二 第十六条の四の二の規定は、規則第三十五条第一項で準用する規則第三十三条の告示で定める隔離の基準について準用する。

（自動車等の冷凍能力等）

第十六条の七 規則第三十五条第二項の告示で定めるところは、次の各号に定めるとおりとする。

一 冷凍装置の冷凍能力等について、次に掲げる要件に適合すること。

イ 第十五条の二第三号の基準に適合すること。

ロ 自動車等の原動機から独立して運転できるものであること。

二 自動車等の積載方法について、次に掲げる要件に適合すること。

イ 積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車灯を消しておくこと。

ロ 必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。

ハ 積載する場所について船積地を管轄する地方運輸局長の指示に従うこと。ただし、当該船舶が規則第三十八条第一項の指定を受け、船長が指定された危険物を積載している自動車等を指定された場所に積載する場合は、この限りでない。

ニ 移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

ホ 修理をしないこと。

ヘ 積載場所及びその附近には、必要のない者の立入を禁止すること。

第十六条の八 削除

（地方運輸局長の許可を受けて運送することができる危険物）

第十六条の八の二 規則第三十六条第二項の告示で定める危険物は、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、次の各号に掲げるものとする。

一 「その他の液化石油ガス」（ただし、プロパン、ブタン又はプロピレンを主成分とするものに限る。）

二 「ガソリン」

（特例タンク自動車等の積載方法の基準等）

第十六条の八の三 規則第三十六条第三項第一号の告示で定める基準は、百二十キロニュートンの張

力により変形しないチェーン、鋼索等（以下「チェーン等」という。）及びチェーン等を船体に固定するための金具であつてチェーン等による張力に対し十分な強度を有するもので構成されるものであることとする。

- 2 規則第三十六条第三項第一号の告示で定める方法は、次表の第一欄の自動車等の区分に応じ第二欄及び第三欄に掲げる方法とする。

自動車等の区分	水平方向の移動を防止するための方法	転倒を防止するための方法
第十六条の八の二に規定する危険物を積載したタンク自動車及びタンク車（以下、「特例タンク自動車等」という。）	六本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること	四本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること
その他の自動車等	四本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること	二本以上のチェーン等を用いて適切に固定すること （大型自動車及び大型特殊自動車に限る。）

- 3 規則第三十六条第三項第二号の告示で定める危険物は、第十六条の八の二第一号に定める危険物とする。

- 4 規則第三十六条第三項第二号の告示で定める場所は、車両区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十八号の車両区域をいう。以下同じ。）内の閉囲された場所とする。

- 5 規則第三十六条第三項第三号の告示で定める消火装置は、四個以上の持運び式泡消火器又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認める消火装置とする。

- 6 規則第三十六条第三項第四号の告示で定める事項は、次の各号に定めるとおりとする。

一 次に掲げる事項の出航前の確認に関すること

イ 特例タンク自動車等の積載場所が適切であること。

ロ 規則第三十六条第三項第一号の規定により固定されていること。

ハ 特例タンク自動車等のタンクのバルブが閉鎖されていること。

ニ 規則第三十六条第三項第三号の規定により消火装置が備えられていること。

ホ 特例タンク自動車等を積載する車両区域に積載されている自動車等について、原動機及びモーターがとめられ、制動がかけられ、かつ、車灯が消されていること。

ヘ 特例タンク自動車等（第十六条の八の二第二号の危険物を積載しているものに限る。）を車両区域内の閉囲された場所に積載する場合にあつては、当該場所の排気式機械通風装置が作動していること。

二 航行中の特例タンク自動車等の監視及び巡視に関すること

三 災害発生時にとるべき措置に関すること

四 乗組員の教育訓練に関すること

五 第一号の確認、第二号の監視及び巡視並びに前号の教育訓練の実施の記録及び記録の保管に関すること

六 その他危険防止に必要な事項

（防災等の措置を必要とする方法）

- 第十六条の九 規則第四十五条の告示で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 船内に積載する一集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下こ

の条において同じ。)の輸送指数又は臨界安全指数のうち、いずれか大きい値が五〇を超える方法

- 二 船内に積載する集貨の輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうちいずれか大きい値が、二〇〇(湖川港内のみを航行する船舶にあつては、五〇)を超える方法
(火薬類の運送に使用する容器及び包装)

第十七条 規則第四十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 火薬類の容器及び包装は、最寄りの地方運輸局長の確認を受けたものでなければならない。ただし、既に地方運輸局長の確認を受けている容器及び包装と同一のものについては、同一の火薬類を運送する場合に限り地方運輸局長の確認を受けたものとみなす。
- 二 収納される火薬類の移動及び衝撃を防ぐことができるものであり、かつ、容器及び包装の金属部分が収納される火薬類と接触しないこと。
- 三 液体の火薬類を収納する容器及び包装は、当該火薬類の漏えいを防ぐための密閉措置が二重に施されているものであること。
- 四 組合せ容器の外装容器として使用するドラム(容器記号が1A1、1A2、1B1、1B2、1N1又は1N2のものに限る。)は、漏えいを防ぐための密閉措置にガスケットを用いたものであること。
- 五 ねじ式のふたを有する容器及び包装は、収納される火薬類がねじ部に入ることを防止できるものであること。
- 六 水溶性の火薬類又は水分を含有する火薬類を収納する容器は、防水性のものであること。
- 七 次に掲げる容器は、収納している火薬類に対し、静電気による放電を防止することができるものであること。
- イ ドラム(容器記号が1H1又は1H2のものに限る。)
- ロ ジェリカン(容器記号が3H1又は3H2のものに限る。)
- ハ 箱(容器記号が4H1又は4H2のものに限る。)
- ニ 袋(容器記号が5H1、5H2、5H3又は5H4のものに限る。)
- ホ 複合容器(容器記号が6HA1、6HA2、6HB1、6HB2、6HC、6HD1、6HD2、6HG1、6HG2、6HH1又は6HH2のものに限る。)

(火薬類の積載方法)

第十七条の二 規則第五十条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第一号及び第二号の規定は等級が一・四の火薬類には適用しない。

- 一 居住区域(船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう。以下同じ。)及びそれに繋がる吸気口、業務区域(船舶防火構造規則第二条第十六号の業務区域をいう。以下同じ。)、機関区域(船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。以下同じ。)並びに救命設備から水平距離で十二メートル以上離れた場所に積載すること。
- 二 船側外板から水平距離で船の幅の八分の一又は二・四メートルのうちいずれか小さい方の距離以上離れた場所に積載すること。
- 三 発火源となる設備から水平距離で六メートル以上離れた場所に積載すること。
- 四 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。
- 五 甲板下積載をする場合は、乾燥した場所に積載すること。

(火薬庫の要件)

第十八条 規則第五十一条第二項の告示で定める基準は、次に定める基準とする。

- 一 移動式であつて、堅牢な構造を有する収納設備であること。
- 二 当該収納設備内の床面が木材で内張りされていること。
- 三 風雨密であり、船体に固定できる構造であること。

(高圧ガスの運送に使用する容器及び包装)

第十八条の二 規則第五十四条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 転落、転倒等による弁の損傷を防止するための措置が講じられていること。
 - 二 再充てん禁止容器（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第三項の再充てん禁止容器をいう。以下同じ。）について、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 引火性高圧ガス又は毒性高圧ガスを充てんするものにあつては、内容積が一・二五リットルを超えないものであること。
 - ロ 吸入毒性試験値（一時間の経気道投与による半数致死濃度（被験動物が五〇パーセントの確率で致死する濃度をいう。）を、ミリリットル毎立方メートルで表した値をいう。以下同じ。）が二〇〇ミリリットル毎立方メートル以下である毒性高圧ガスを充てんしないこと。
 - ハ 充てん後に修理をしないこと。
- （高圧ガスの充てんに関する要件）

第十八条の三 規則第五十五条第二項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 圧縮ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、熱帯地方（北緯二五度から南緯二五度までの区域をいう。以下同じ。）で摂氏六五度、その他の地方で摂氏四五度において、当該容器の水圧試験圧力の四分の三を、及び摂氏十五度において、別表第一備考6(1)(i)中P200の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力を超えてはならない。
- 二 溶解ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、摂氏十五度において前号で定めた最大圧力を超えてはならない。
- 三 液化ガスを充てんしてある容器の内部圧力は、熱帯地方で摂氏六五度、その他の地方で摂氏四五度において第一号で定めた最大圧力（深冷液化ガスを充てんしてある容器の内部圧力にあつては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおいて、別表第一備考6(1)(i)中P203の記号の容器の表の最大圧力の欄に掲げる圧力）を超えてはならない。
- 四 容器に充てんする液化ガスは、次の算式により算定した質量以下のものでなければならない。

$$G = \frac{V}{C}$$

この場合において、

Gは、液化ガスの重量をキログラムで表した数値

Vは、容器の内容積をリットルで表した数値

Cは、定数とし、別表第一備考6(1)(i)中P200及びP203の記号の容器の表の定数の欄に掲げる数値とする。

- 五 定数又は最大圧力について前四号で定めていない高圧ガスの規定の適用については、定数又は最大圧力の数値を船積地を管轄する地方運輸局長の定める数値とするものとする。
 - 六 溶解ガスを充てんしてある容器は、適当な多孔性物質及び溶剤を詰めたものでなければならない。この場合において、積載場所は、常に摂氏四〇度以下に保つようにしなければならない。
- （高圧ガスの積載方法）

第十八条の四 規則第五十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 蒸気管、特定機関区域（船舶防火構造規則第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）その他の熱源（以下単に「熱源」という。）から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 二 移動、転倒、衝撃、摩擦等を生じないように固定すること。
- 三 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。
- 四 甲板下積載をする場合は、排気式機械通風装置を作動させること。
- 五 液化された高圧ガスは、液面が圧力安全装置に接触しないように積載すること。
- 六 ポータブルタンクに充てんされた深冷液化された高圧ガスは、航行予定時間（遅延を考慮した

航行予定時間とする。)が当該ポータブルタンクに表示された使用許容圧力保持時間を超える船舶に積載してはならない。

(引火性液体類の積載方法)

第十九条 規則第五十九条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 二 通風が良好な場所に積載すること。
- 三 引火点が摂氏二三度未満の引火性液体類であつて、次に掲げる小型容器に収納されている場合は、甲板上積載すること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。
 - イ ドラム(容器記号が1H1又は1H2のものに限る。)
 - ロ ジェリカン(容器記号が3H1又は3H2のものに限る。)
 - ハ 複合容器(容器記号が6HH1又は6HH2のものに限る。)
 - ニ IBC容器(容器記号が31H1又は31H2のものに限る。)
- 四 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

(可燃性物質類の運送に使用する容器及び包装)

第二十条 規則第六十一条の告示で定める基準は、自己反応性物質を収納する容器及び包装には、容器等級がIの危険物を収納することができる金属製の容器及び包装を使用しないこととする。

第二十条の二 規則第六十二条の告示で定める可燃性物質は、自己反応性物質とする。

(可燃性物質類の積載方法)

第二十条の三 規則第六十三条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 二 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている自己反応性物質を積載する場合は、少なくとも六時間に一回の頻度で当該危険物の温度を計測し、記録すること。
- 三 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

(酸化性物質類の運送に使用する容器及び包装)

第二十一条 規則第六十五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 運送中に気体を発生するおそれがある有機過酸化物を収納する容器及び包装は、圧力安全装置を設け、又は収納する量を制限すること。ただし、発生する気体が爆発性、毒性その他の危険性を有する場合は、圧力安全装置を設けてはならない。
- 二 有機過酸化物を収納する前号の危険物を収納する容器及び包装には、容器等級がIの危険物を収納することができる金属製の容器及び包装を使用しないこと。

(酸化性物質類の積載方法)

第二十一条の二 規則第六十六条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 酸化性物質を収納した容器及び包装の固定具には、不燃材を使用すること。
- 二 有機過酸化物を積載する場合は、熱源から水平距離で二・四メートル以上離れており、かつ、できる限り温度の低い場所に積載すること。
- 三 有機過酸化物を積載する場合は、通風が良好な場所に積載すること。
- 四 別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物を積載する場合は、少なくとも六時間に一回の頻度で当該危険物の温度を計測し、記録すること。
- 五 甲板上積載をする場合は、日光の直射を受けないようにすること。ただし、コンテナに収納されている場合にあつてはこの限りでない。

第二十二条 削除

(腐食性物質の運送に使用する容器及び包装)

第二十三条 規則第百八条の告示で定める基準は、ポータブルタンクに収納する場合にあつては、過去一年以内に当該ポータブルタンクの圧力安全装置が所定の圧力において作動することを確認したポータブルタンクを使用することとする。

(腐食性物質の積載方法)

第二十三条の二 規則第百九条の告示で定める基準は、乾燥した場所に積載することとする。

(積付検査を必要とする危険物)

第二十四条 規則第百十一条第一項第三号の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物とする。

2 規則第百十一条第一項第四号の告示で定める毒物は、容器等級がⅠの毒物とする。

(収納検査を必要とする危険物)

第二十五条 規則第百十二条第一項第三号の告示で定めるものは、副次危険性等級が六・一又は八の引火性液体とする。

2 規則第百十二条第一項第五号の告示で定めるものは、容器等級がⅠ又はⅡの毒物とする。

3 規則第百十二条第一項第七号の告示で定めるものは、副次危険性等級が三又は六・一の腐食性物質とする。

第二十五条の二 削除

(容器及び包装の安全性に関する基準)

第二十五条の三 規則第百十三条第三項の告示で定める安全性に関する基準は、次条から第二十五条の六の三までに定めるとおりとする。

(小型容器)

第二十五条の四 小型容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態(サルベージ容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態)において、次の表に掲げる高さ(サルベージ容器にあつては容器等級がⅡの危険物の場合の高さ)から次項に規定する要件を備えている落下面(以下「落下面」という。)に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。ただし、Vマーク付き容器にあつては、最も壊れやすい内装容器を収納した状態で、容器等級がⅠの危険物の場合の高さから落下させるものとする。

収納する危険物	高さ(メートル)
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

二 液状の危険物を収納する容器及び包装(組合せ容器を除く。)並びにサルベージ容器にあつては、空気を用いて次の表に掲げる圧力(サルベージ容器にあつては、容器等級がⅠの危険物の場合の圧力)以上の圧力をかけた場合に、漏えいがないこと。

収納する危険物	圧力(メガパスカル)
容器等級がⅠの危険物	〇・〇三
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	〇・〇二
容器等級がⅢの危険物	〇・〇二

三 液状の危険物を収納する容器及び包装(組合せ容器及びサルベージ容器を除く。)にあつては、

内部圧力を次のいずれかの圧力（容器等級がⅠの危険物を収納するものにあつては、次のいずれかの圧力と〇・二五メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力）にした場合に、漏えいがないこと。

イ 収納する危険物の摂氏五五度におけるゲージ圧力に一・五を乗じた圧力

ロ 収納する危険物の摂氏五五度における蒸気圧に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

ハ 収納する危険物の摂氏五〇度における蒸気圧に一・七五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力又は〇・一メガパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力

四 容器及び包装（外装容器として袋を用いるものを除く。）の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。ただし、Vマーク付き容器にあつては、外装容器が空の状態において荷重を加えることとする。

$$W = \frac{3 - h}{h} \times G$$

この場合において、

Wは、容器及び包装の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、容器及び包装の高さをメートルで表した数値

Gは、容器及び包装並びに収納する危険物の総質量をキログラムで表した数値

五 サルベージ容器にあつては、高さ十二ミリメートル以上の大きさに「SALVAGE」の文字が容易に消えない方法で表示されていること。

六 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

2 前項第一号の落下面とは、滑らかな水平面であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 落下させる容器に対して十分な質量を有していること。

二 試験結果に影響するような欠陥が表面にないこと。

三 試験において変形又は損傷がないものであること。

四 容器が完全に落下できるような大きさであること。

（大型容器）

第二十五条の四の二 大型容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 底部から持ち上げるように設計された容器にあつては、容器の総重量の一・二五倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、フォークリフトにより持ち上げ及び着底を二回繰り返した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二 頂部からつり上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の二倍に相当する荷重を加えた状態において、つり上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

三 積み重ねるように設計された容器にあつては、容器の上面に次の算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

$$W = 1.8 \times N \times G$$

この場合において、

Wは、容器の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

Nは、運送中積み重ねようとする個数の最大値

Gは、容器の総質量をキログラムで表した数値

四 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態（サルベージ容器にあつては、容器容量の

九八パーセント以上の水で満たした状態)において、次の表に掲げる高さから落下面に、最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

収納する危険物	高さ (メートル)
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物又は火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

五 サルベージ大型容器にあつては、空気を用いて〇・〇三メガパスカル以上の圧力をかけた場合に、漏えいがないこと。

六 サルベージ大型容器にあつては、高さ十二ミリメートル以上の大ききで「の>Γ<▽◇□」の文字が容易に消えない方法で表示されていること。

七 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

八 設計の種類に応じ、次に掲げる表示が容易に消えない方法で表示されていること。

イ 積み重ねるように設計された容器 第六号の二様式

ロ イ以外の容器 第六号の三様式

(IBC容器)

第二十五条の五 本条において、容器の種類欄に掲げる記号については別表第一備考6(3)(ii)に定めるところによる。

2 IBC容器は、船舶の航行中における湿度又は温度において、その容器の種類に応じ次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 金属製IBC容器

イ 底部から持ち上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の一・二五倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、フォークリフトにより持ち上げ及び着底を二回繰り返した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ロ 頂部から釣り上げるように設計された容器にあつては、容器の総質量の二倍に相当する荷重を加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ハ 積み重ねるように設計された容器にあつては、容器の上面に次の算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

$$W = 1.8 \times N \times G$$

この場合において、

Wは、容器の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

Nは、運送中積み重ねようとする個数の最大値

Gは、容器の総質量をキログラムで表した数値

ニ 空気を用いて〇・〇二メガパスカル以上の圧力をかけた場合において、漏えいがないこと。

ホ 収納する危険物及び容器の種類に応じ、次の表に掲げる水圧に保持した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。ただし、31A、31B及び31Nにあつては、次の表に掲げる水圧に保持する前に〇・〇六五メガパスカルの水圧に保持しなければならない。

収納する危険物	容器の種類	水圧 (メガパスカル)
容器等級がⅠの危険物	21A、21B及び21N	〇・二五

容器等級がⅡ若しくはⅢの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	2 1 A、2 1 B、2 1 N、3 1 A、3 1 B及び3 1 N	○・二
-------------------------------------	--------------------------------------	-----

へ 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態において、次の表に掲げる高さから落下面に、最大の破損を及ぼすように落下させ、かつ、落下させた後に落下面から持ち上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	○・八

ト 液体の危険物を収納するⅠＢＣ容器にあつては、容器容量の九八パーセント以上の水で満たした状態において、正弦波形で二五ミリメートル±五パーセントの複振幅を垂直に負荷し、ⅠＢＣ容器の底部の一部が振動台から持ち上がる程度の振動数（容器が共振状態にならないもの）で振動させた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。この場合において、ⅠＢＣ容器の底部の一部が振動台から持ち上がるとは、厚さ一・六ミリメートル以上、幅五〇ミリメートル以上の金属薄片を一〇〇ミリメートル以上完全に挿入できることをいう。

二 硬質プラスチック製ⅠＢＣ容器

イ 容器の種類に応じ、次の表に掲げる水圧に保持した場合において、漏えい及び運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

容器の種類	水圧（メガパスカル）
2 1 H 1 及び 2 1 H 2	○・〇七五
3 1 H 1 及び 3 1 H 2	(1)又は(2)のうちいずれか高い方の圧力 (1) 次のいずれかの圧力 (i) 摂氏五五度における容器の内部圧力に一・五を乗じた圧力 (ii) 収納する危険物の摂氏五〇度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・七五倍を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力 (iii) 収納する危険物の摂氏五五度におけるガス圧力（絶対圧力）に一・五を乗じた値から〇・一メガパスカルを減じた圧力 (2) 収納する危険物の静圧に二を乗じた圧力。ただし、静水圧の二倍以上とする。

ロ 第一号（ホを除く。）に掲げる要件

三 プラスチック製内容器付複合ⅠＢＣ容器

第一号（ホを除く。）並びに第二号イに掲げる要件

四 フレキシブルⅠＢＣ容器

イ 釣り上げられるように設計された容器にあつては、容器の総質量の六倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

ロ 危険物を収納した状態において、裂け目を入れて容器の総質量の二倍に相当する荷重を均一に加えた場合に、当該裂け目の長さが一・二五倍を超えて増加しないこと。

ハ 容器の上面に第一号ハの算式により算定した荷重を均一に加えた場合に、漏えい又は運送の

安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

- ニ 収納する危険物に応じ、当該危険物を収納した状態において、次の表に掲げる高さから落下面に底を下にして落下させ、かつ、引き落した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

収納する危険物	高さ（メートル）
容器等級がⅠの危険物	一・八
容器等級がⅡの危険物、火薬類、自己反応性物質又は有機過酸化物	一・二
容器等級がⅢの危険物	〇・八

ホ 釣り上げられるように設計された容器にあつては、危険物を収納した状態において、床面に寝かせてから垂直になるまで速やかに引き上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

五 ファイバ板製IBC容器及び木製IBC容器

第一号イ、ハ及びヘに掲げる要件

- 3 別記第一に掲げる表示を、耐腐食性の板に付し、容器に恒久的に取り付けること。

- 4 第六号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

（ポータブルタンク）

第二十五条の六 ポータブルタンクは、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 機械荷役及び固定の用に供する十分な強度をもつた装具を有すること。

二 通常の手扱及び運送において、漏えいなく静的及び動的応力に耐えること。

三 十分な排出能力を有する有効な圧力安全装置を有すること（区画室を有する容器にあつては、各区画室ごとに圧力安全装置を有すること）。

四 底部開口（容器内の液面下における容器本体の貫通開口をいう。以下同じ。）を有する容器にあつては、当該開口の閉鎖装置は、有効なものであること。

五 加熱装置を有する容器にあつては、当該装置は、当該容器に対して安全なものであること。

六 取付け物は、損傷するおそれのないよう取り付けられており、かつ、その用途が明確に表示されているものであること。

七 第七号様式の表示を耐腐食性の金属板に、容易に消えない方法で付し、ポータブルタンクに恒久的に取り付けること。

（高圧容器）

第二十五条の六の二 高圧容器は、検査の種類に応じ地方運輸局長又は登録検査機関が適当と認める国際標準化機構が定めた規格による検査に適合し、地方運輸局長又は登録検査機関が指定する方法による表示が付されたものであること。

- 2 集合ガス容器は、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

一 機械荷役及び固定の用に供する十分な強度をもつた装具を有すること。

二 通常の手扱及び運送において、漏えいなく静的及び動的応力に耐えること。

三 集合ガス容器を構成する容器は、それぞれ、同じ内容積であり、かつ、同じ形状の鋼製継目なし容器であること。

四 十分な排出能力を有する有効な圧力安全装置を有すること。

五 温度計、圧力計その他の取付け物は、損傷するおそれのないよう取り付けられており、かつ、その用途が明確に表示されているものであること。

六 第七号様式の表示を耐腐食性の金属板に、容易に消えない方法で付し、集合ガス容器に恒久的に取り付けること。

- 3 サルベージ高圧容器は、次の各号に掲げる事項について船積地を管轄する地方運輸局長の承認を受けたものでなければ使用してはならない。

- 一 容器の構造及び試験
- 二 容器の使用に関する手順書
- 三 容器の表示
- 四 前各号に掲げるもののほか、地方運輸局長が必要と認める事項
(フレキシブルバルクコンテナ)

第二十五条の六の三 フレキシブルバルクコンテナは、次の各号に掲げる要件に適合するものであること。

- 一 釣り上げられるように設計された容器にあつては、容器の総質量の六倍に相当する荷重を均一に加えた状態において、釣り上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 二 危険物を収納した状態において、長さ三〇〇ミリメートルの裂け目を入れて容器の総質量の二倍に相当する荷重を均一に加えた場合に、当該裂け目の長さが一・二五倍を超えて増加しないこと。
- 三 積み重ねるように設計された容器にあつては、設計輸送積載重量の四倍の荷重を二十四時間持続して加えた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 四 容器等級がⅢの危険物を収納した状態において、〇・八メートルの高さから落下面に底を下にして落下させ、かつ、引き落した場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- 五 釣り上げられるように設計された容器にあつては、危険物を収納した状態において、床面に寝かせてから垂直になるまで速やかに引き上げた場合に、漏えい又は運送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

第二十五条の六の四 規則第 13 号様式中備考 1 (5)の告示で定めるものは、「シリンダ束」をいう。
(表示の効力)

第二十五条の七 規則第百十三条第四項第三号の告示で定める I B C 容器は、金属製 I B C 容器、硬質プラスチック製 I B C 容器及びプラスチック製内容器付複合 I B C 容器とする。

2 規則第百十三条第四項第三号の告示で定める期間は、容器の構造、収納する高圧ガスの種類に応じ次表に掲げる規格により定められた期間とする。

容器の種類	規 格
鋼製継目なし容器	I S O 六 四 〇 六
アルミニウム合金製継目なし容器	I S O 一 〇 四 六 一
アセチレンを充てんする容器	I S O 一 〇 四 六 二

3 規則第百十三条第四項第四号の告示で定める場合は、第一号から第四号までに掲げる容器については製造された月から起算して五年を経過した場合とし、第五号に掲げる容器については製造された月から起算して二年を経過した場合とする。

- 一 ドラム (容器記号が 1 H 1 又は 1 H 2 のものに限る。)
- 二 ジェリカン (容器記号が 3 H 1 又は 3 H 2 のものに限る。)
- 三 硬質プラスチック製 I B C 容器
- 四 プラスチック製内容器付複合 I B C 容器
- 五 フレキシブルバルクコンテナ

(特殊な貨物)

第二十六条 規則第百四十二条の告示で定めるものは、別表第八の二の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。

(毒性の貨物)

第二十七条 規則第百五十一条第一項の告示で定める毒性を有する貨物は、別表第八の二のガス検知

装置の欄が「T」及び「F-T」の貨物とする。

(引火性の貨物)

第二十八条 規則第百六十一条第一項の告示で定める引火性を有する貨物は、別表第八の二のガス検知装置の欄が「F」及び「F-T」の貨物とする。

(消火ホースの長さ)

第二十八条の二 規則第百六十二条第一項第一号口の告示で定める長さは、三十三メートル以下とする。

(貨物タンク)

第二十九条 規則第百七十一条第二項の告示で定める貨物は、別表第八の二のタイプC独立型タンクの要求の欄が「有」の貨物とする。

(貨物ポンプ室等の通風装置の吸気口及び排気口)

第二十九条の二 規則第百九十条第一項第四号の告示で定める基準は、国際電気標準化会議が定めた規格IEC60092-502又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものであることとする。

第三十条 削除

(液面計測装置)

第三十一条 規則第二百一条第一項の告示で定めるところは、別表第八の二の液面計測装置の欄に定めるところとする。

(ガス検知装置)

第三十二条 規則第二百十二条第一項の告示で定める種類は、別表第八の二のガス検知装置の欄に掲げるものとする。

(採取端からの配管)

第三十二条の二 規則第二百十二条第二項第四号の告示で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 ガスの採取管に、遮断弁又はこれと同等の設備が備え付けられているものであること。
- 二 ガス検知器からの排気を、安全な位置で大気に排出できるものであること。
- 三 鋼製の容器に密閉された検知装置であつて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認めるものに接続されるものであること。

(環境制御の方式)

第三十三条 規則第二百十八条の告示で定める貨物は、別表第八の二の貨物タンク内の環境制御の欄が「一」のもの以外の貨物とする。

2 規則第二百十八条の告示で定めるところは、別表第八の二の貨物タンク内の環境制御の欄に定めるところとする。

(船型)

第三十四条 規則第二百四十一条の告示で定める船型の区分は、別表第八の二の船型の欄に「1G」「2G」又は「3G」と掲げる貨物をそれぞれ運送する船舶とする。

(特別の要件)

第三十五条 規則第二百五十六条の告示で定める貨物は、別表第八の二の特別要件の欄に特別要件が掲げられている貨物とする。

2 規則第二百五十六条の告示で定める特別の要件は、別表第八の二において特別要件の欄に掲げる要件とする。

(液体化学薬品)

第三十五条の二 規則第二百五十七条の二の告示で定める液体化学薬品は、別表第八の三の船型の欄が「2k」の物質とする。

(火災危険性を有する貨物)

第三十六条 規則第二百六十三條の告示で定める火災の危険性を有する貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「NF」のもの以外の貨物とする。

(貨物船の防火構造を必要とする貨物)

第三十六条の二 規則第二百六十四條第三項の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「NF」及び「Yes」の貨物とする。

(特別な消防設備を必要とする貨物)

第三十六条の三 規則第二百六十八條第一項、第二百六十九條第一項及び第二百七十條の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物とする。

(引火性を有する貨物)

第三十七条 規則第二百六十八條第二項第四号の告示で定める引火性を有する貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「F」及び「F-T」の貨物とする。

(固定式甲板泡装置を必要としない貨物を運送する船舶)

第三十八条 規則第二百六十九條第一項の告示で定める船舶は、専ら別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物であつて同表の消火剤等の欄に掲げる消火剤等が「C」、「D」、「C、D」及び「不要」のものを運送する船舶とする。

(固定式甲板泡消火装置を必要とする貨物)

第三十八条の二 規則第二百六十九條の二第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「Yes」の貨物とする。

(固定式甲板泡消火装置を必要としない貨物を運送する船舶)

第三十八条の三 規則第二百六十九條の二第一項の告示で定める船舶は、専ら別表第八の三の電気設備の欄が「Yes」の貨物であつて同表の消火剤の欄に掲げる消火剤等が「C」、「D」、「C、D」及び「不要」のものを運送する船舶とする。

(貨物ポンプ室の附属設備の要件)

第三十八条の四 規則第二百七十二條第三項において準用する船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第六十八條第四項の温度を感知するための装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 適切に温度を感知することができるものであること。
 - 二 貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所において可視可聴の警報を発するものであること。
- 2 規則第二百七十二條第三項において読み替えて準用する船舶消防設備規則第六十八條第五項の引火性ガス濃度連続監視装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 引火性ガスの濃度が爆発下限界の一〇パーセント未満の事前に設定した濃度に達したときに、ポンプ室、機関制御室、貨物制御室その他の貨物の制御を行う場所及び船橋において可視可聴の警報を発するものであること。
 - 二 適当な位置における試料の採取ができるものであること。
- 3 規則第二百七十二條第三項において準用する船舶消防設備規則第六十八條第五項のビルジ液位監視装置に係る告示で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 ビルジ液位が事前に設定した位置以上に達したときに、警報を発するものであること。
 - 二 適当な位置に設置されたものであること。

(貨物タンク等の材料)

第三十九条 規則第二百七十五條第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三において材料の基準が定められていないもの以外の貨物とする。

2 規則第二百七十五條第一項の告示で定める基準は、別表第八の三の材料の欄に定める基準とする。

(貨物タンクの型式)

第四十条 規則第二百七十六條第三号の告示で定める型式は、別表第八の三のタンク型式の欄に定めるとおりとする。

(通風装置を必要とする貨物)

第四十条の二 規則第二百八十六条第一項の告示で定める貨物については、第三十六条の三の規定を準用する。

第四十条の三 規則第二百八十七条から第二百八十九条までの告示で定める貨物は、別表第八の三の電気設備の欄が「No」の貨物又は同表の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一七の要件が含まれる貨物のいずれかに該当するものとする。

(温度制御装置の熱媒体に係る特別規定の必要な貨物)

第四十一条 規則第二百九十条第一項第三号の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一二、一・一二・一又は一・一二・三の要件が含まれる貨物とする。

(通気装置の方式)

第四十二条 規則第二百九十二条第一項の告示で定めるところは、別表第八の三の通気装置の欄に定めるとおりとする。

(計測装置の方式)

第四十三条 規則第二百九十五条の告示で定める方式は、別表第八の三の計測装置の欄に定めるとおりとする。

(計測時にタンク内圧力を開放する必要がある貨物)

第四十四条 規則第二百九十六条の告示で定める貨物は、別表第八の三の通気装置の欄に掲げる通気装置が「制御」の貨物とする。

(ガス検知装置)

第四十五条 規則第二百九十七条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「不要」のもの以外の貨物とする。

2 規則第二百九十七条第一項の告示で定めるガス検知装置は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置とする。

(環境制御)

第四十六条 規則第二百九十八条の告示で定める貨物は、別表第八の三の環境制御の欄に掲げる環境制御が「不要」のもの以外の貨物とする。

2 規則第二百九十八条の告示で定めるところは、別表第八の三の環境制御の欄に掲げるところとする。

(電気設備の保護を必要とする貨物)

第四十七条 規則第三百条の告示で定める貨物は、別表第八の三の材料の欄に掲げる材料が「Z」の貨物とする。

(安全装具を必要とする貨物)

第四十八条 規則第三百四条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一二、一・一二・一又は一・一二・三の要件が含まれる貨物とする。

(貨物ポンプ室に空気供給装置等を必要とする貨物)

第四十九条 規則第三百五条の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に掲げる特別要件に一・一八の要件が含まれる貨物とする。

(非常時脱出用の呼吸具等を必要とする貨物)

第五十条 規則第三百六条第一項の告示で定める貨物は、別表第八の三の呼吸及び目の保護の欄において非常時の脱出のための呼吸保護具及び眼の保護具を必要とするものであることを示されている貨物とする。

(船型)

第五十一条 規則第三百八条の告示で定める船型の区分は、別表第八の三の船型の欄に定めるとおりとする。

(毒性を有する貨物)

第五十二条 規則第三百二十一条の告示で定める貨物は、別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「T」及び「F-T」の貨物とする。

(タンク内の蒸気の置換等を必要とする貨物)

第五十二条の二 規則第三百二十四条の告示で定める貨物は、引火点が摂氏六〇度以下の貨物又は別表第八の三のガス検知装置の欄に掲げるガス検知装置が「T」及び「F-T」の貨物のいずれかに該当するものとする。

(特別の要件)

第五十三条 規則第三百二十五条の告示で定める貨物は、別表第八の三の特別要件の欄に特別要件が掲げられている貨物とする。

2 規則第三百二十五条の告示で定める特別の要件は、別表第八の三において特別要件の欄に掲げる要件とする。

(荷役前の注意)

第五十三条の二 規則第三百二十六条の二第二項の告示で定める消火装置は、二個以上の持運び式泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火装置とする。

(人体に有害な性質を有する引火性液体物質)

第五十四条 規則第三百五十一条の告示で定めるものは、別表第一の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。

(火薬類の貯蔵基準)

第五十五条 規則第三百七十三条の告示で定める基準は、第七条から第八条までの規定を準用するものとする。

(添加剤を含めることを要しない可塑性爆薬)

第五十五条の二 規則第三百八十条第八号の告示で定める場合は、規則第三百八十条第八号イからニのいずれかに該当する可塑性爆薬を貯蔵する者が、当該可塑性爆薬が同号イからニのいずれかに該当しなくなつたときに、その可塑性爆薬を廃棄するために必要な期間貯蔵する場合とする。

(添加剤)

第五十五条の三 規則第三百八十条第八号の告示で定める物質は、次の各号の一に該当する物質とし、規則第三百八十条第八号の告示で定める量は、当該各号に掲げる物質に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一 エチレングリコールジナイトレート 質量比〇・二パーセント

二 二、三ージメチルー二、三ージニトロブタン 質量比〇・一パーセント

三 パラーモノニトロトルエン 質量比〇・五パーセント

(火薬類以外の危険物の貯蔵基準)

第五十六条 規則第三百八十四条第一項の告示で定める基準は、第七条から第八条までの規定を準用するものとする。

(常用危険物の容器、包装等)

第五十七条 規則第三百八十八条の告示で定める基準は、別表第十七に定めるとおりとする。

(防火等の措置)

第五十八条 規則別表第一の備考三、規則別表第二の備考及び規則別表第三の備考一の告示で定める防火等の措置は、別記第二に定めるとおりとする。

第五十八条の二 規則別表第二の告示で定める隔離区分は、「S」とする。

第五十八条の三 規則別表第三の備考三「(ロ)」の告示で定める品名は、硝酸アンモニウム、硝酸アンモニウム肥料及びシードケーキ(溶剤抽出法によるものに限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則別表第三酸化性物質及び有害性物質の欄発火源の排除の項に係る同表備考三「(ロ)」の告示で定める品名は、硝酸アンモニウム及び硝酸アンモニウム肥料とする。

(防災等の措置)

第五十八条の四 規則別表第四の備考一の告示で定める防災等の措置は、別記第三に定めるとおりとする。

第五十九条 別表第一から別表第十七までに「x」とあるのは船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものでなければならないこと、「y」とあるのは国土交通大臣が許可したものでなければならないことを示す。

(権限の委任)

第六十条 この告示により地方運輸局長に属する権限は、運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）及び同令別表第五第二号に掲げる海事事務所をいう。）の管轄区域においては当該運輸支局等の長、沖縄県においては内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものの長に行わせるものとする。

附 則

- 1 この告示は、昭和五十四年十月一日から施行する。
- 2 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）附則第三条第七項の告示で定めるものは、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（平成五年運輸省告示第七百六十二号）による改正後の本則別表第八の三の危険性の欄が「P」の物質とする。

附 則（昭和五十七年七月一日運輸省告示第三百三十二号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和五十七年九月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年六月三十日運輸省告示第三百五十五号）抄

(適用期日)

- 1 この告示は、昭和五十九年七月一日から適用する。
- 附 則（昭和五十九年七月十七日運輸省告示第四百八号）
- (施行期日)
- 1 この告示は、昭和五十九年九月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年八月三十日運輸省告示第四百五十七号）

この告示は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月二十七日運輸省告示第二百九十九号）

この告示は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十一月七日運輸省告示第五百八号）

この告示は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第八条、第二十条、第三十一条、第三十六条及び第五十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十一月二十九日運輸省告示第五百四十五号）

この告示は、昭和六十二年四月六日から施行する。

附 則（昭和六十三年八月六日運輸省告示第三百八十号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和六十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月二十七日運輸省告示百五十九号）

この告示は、平成二年十月十三日から施行する。

附 則（平成二年六月五日運輸省告示第三百号）

この告示は、平成二年六月五日から施行する。

附 則（平成二年十二月十三日運輸省告示六百二十三号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成四年一月二十七日運輸省告示第三十七号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成四年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成四年六月二日運輸省告示第三百二十五号）

この告示は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成四年十一月十六日運輸省告示第六百十一号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成五年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成五年十二月二十七日運輸省告示第七百六十二号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成六年一月一日から施行する。ただし、別表第八の二の改正規定は平成六年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成六年十月一日前に建造され、又は建造に着手された液体ガスばら積船については、別表第八の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 国際航海に従事しない液体化学薬品ばら積船であって、平成六年一月一日前に建造され、又は建造に着手されたもの及び国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船については、第一項の規定にかかわらず、平成六年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成六年十二月十三日運輸省告示第八百一号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成六年十二月二十七日運輸省告示第八百二十号）

（施行期日）

1 この告示は、平成七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月二十八日運輸省告示第二百十六号）

（施行期日）

この告示は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月十日運輸省告示第六百八十六号）

（施行期日）

1 この告示は、平成九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成八年十二月二十七日運輸省告示第七百二十一号）

（施行期日）

1 この告示は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第十八条の二の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に運送のため船舶に積載されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成九年九月二十六日運輸省告示第五百九十六号）

この告示は、平成十二年九月二十六日から施行する。

附 則（平成十年六月二十五日運輸省告示第三百二十八号）

この告示は、平成十年七月一日から施行する。

附 則（平成十一年六月二十九日運輸省告示第三百七十一号）

この告示は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年十一月二十八日運輸省告示三百七十五号）

この告示は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年十二月十三日国土交通省告示第千七百五十八号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第五十五条の三の改正規定は、平成十四年三月二十七日から施行する。

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成十五年十二月二十二日国土交通省告示第千六百十六号）

（施行期日）

1 この告示は、平成十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当外運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成十六年十二月二十一日国土交通省告示第千六百四号抄）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、第一条の規定による改正後の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び第二条の規定による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年二月一日国土交通省告示第百二十号抄)

(施行期日)

第一条 この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十八年十月十八日国土交通省告示第千二百二十六号抄)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成十九年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第百二号)附則第二条第七項の告示で定めるものは、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下「新告示」という。)別表第八の三の危険性の欄が「P」となる物質とする。

(経過措置)

- 3 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)であって国際航海に従事しないものの新告示別表第八の三の品名の欄に「アクリル酸」、「アクリロニトリル及びスチレンの共重合体(ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）」、「アラクロール(水溶液)(濃度が90質量%以上のものに限る。）」、「脂肪族セコンダリーアルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が6から17までのものであって、重合度が7から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「脂肪族アルコール(炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。）」、「イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)並びにその混合物」、「イソアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)並びにその混合物」、「ノルマルアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルケン酸アミド(アルケニル基の炭素数が11以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体(トルエン溶液)」、「アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が9以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩(水溶液)」、「アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が6から24までのもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルフェノールポリエトキシレート(アルキル基の炭素数が7から11までのものであって、重合度が4から12までのもの及びその混合物に限る。）」、「硫酸アルミニウム(水溶液)」、「アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液」、「アンモニア(水溶液)(濃度が28質量%以下のものに限る。）」、「燐酸水素アンモニウム(水溶液)」、「リグニンスルホン酸アンモニウム(水溶液)」、「ポリ燐酸アンモニウム(水溶液)」、「硫酸アンモニウム(水溶液)」、「ノルマルペンチルアルコール」、「第一級ペンチルアルコール(ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。）」、「第二級ペンチルアルコール」、「ターシャリーペンチルアルコール」、「アリールポリオレフィン(ポリオレフィン基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。）」、「航空用アルキレート(炭素数が8のパラフィンであって沸点が95℃以上120℃以下のものに限る。）」、「ベンゼントリカルボン酸トリオクチル」、「酢酸ベンジル」、「ブレーキ液基剤(ポリアルキレングリコール(アルキレングリコールの炭素数が2又は3のものであって、重合度が2から8までのものに限る。))、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル

(アルキレングリコールの炭素数が 2 から 10 までのものであって、アルキル基の炭素数が 1 から 4 までのものに限る。) 及びそれらのホウ酸エステルの混合物に限る。)、 「ブテンオリゴマー」、 「ターシャリーブチルアルコール」、 「ブチルベンゼン」、 「メタクリル酸ブチル、 メタクリル酸デシル、 メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、 「ブチレングリコール」、 「ガンマブチロラクトン」、 「炭酸カルシウム (スラリー)」、 「水酸化カルシウム (スラリー)」、 「次亜塩素酸カルシウム (水溶液) (濃度が 15 質量% 以下のものに限る。))」、 「次亜塩素酸カルシウム (水溶液) (濃度が 15 質量% を超えるものに限る。))」、 「リグニンスルホン酸カルシウム (水溶液)」、 「長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。))」、 「長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩 (アルキル基の炭素数が 8 から 40 までのもの及びその混合物に限る。))」、 「塩化カリウム、 硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム (水溶液)」、 「イプシロン-カプロラクタム (溶融状のもの又は水溶液に限る。))」、 「四塩化炭素」、 「カシューナッツシェル油 (未精製のものに限る。))」、 「ひまし油」、 「メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物」、 「クロロベンゼン」、 「4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩 (水溶液)」、 「メタクロロトルエン」、 「オルトクロロトルエン」、 「塩化コリン (水溶液)」、 「クエン酸 (濃度が 70 質量% 以下のものに限る。))」、 「コールタールナフサソルベント」、 「コールタールピッチ (溶融状のものに限る。))」、 「ココアバター」、 「やし油」、 「やし油脂肪酸」、 「やし油脂肪酸メチルエステル」、 「とうもろこし油」、 「綿実油」、 「シクロヘプタン」、 「シクロヘキサン」、 「シクロヘキサノール」、 「シクロペンタン」、 「シクロペンテン」、 「パラシメン」、 「デカヒドロナフタレン」、 「デカン酸 (ネオデカン酸を除く。))」、 「デセン」、 「アクリル酸デシル」、 「デカノール」、 「ジアセトンアルコール」、 「フタル酸ジアルキル (アルキル基の炭素数が 7 から 13 までのもの (フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジブチルを除く。)) 及びアルキル基の炭素数が 7 から 13 までのものの混合物 (フタル酸ジオクチル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。)) に限る。))」、 「3,4-ジクロロ-1-ブテン」、 「ジエチルアミノエタノール」、 「ジエチルベンゼン」、 「ジエチレングリコールジエチルエーテル」、 「フタル酸ジエチレングリコール」、 「ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩 (水溶液)」、 「アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル」、 「燐酸水素ジ (2-エチルヘキシル)」、 「フタル酸ジエチル」、 「ビスフェノール A のジグリシジルエーテル」、 「フタル酸ジヘプチル」、 「アジピン酸ジノルマルヘキシル」、 「フタル酸ジヘキシル」、 「ジイソブチレン」、 「フタル酸ジイソブチル」、 「アジピン酸ジイソノニル」、 「フタル酸ジイソオクチル」、 「ジイソプロピルナフタレン」、 「アジピン酸ジメチル」、 「N,N-ジメチルドデシルアミン」、 「ジメチルオクタン酸」、 「ジメチルポリシロキサン」、 「2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール (溶融状のもの又は溶液に限る。))」、 「フタル酸ジノニル」、 「フタル酸ジオクチル」、 「ジフェニルアミン (溶融状のものに限る。))」、 「ジフェニルエーテル」、 「ジフェニルエーテル及びジフェニルフェニルエーテルの混合物」、 「ビスフェノール A エピクロロヒドリン樹脂」、 「ジノルマルプロピルアミン」、 「ジプロピレングリコール」、 「アジピン酸ジトリデシル」、 「フタル酸ジトリデシル」、 「フタル酸ジウンデシル」、 「ドデカン」、 「ドデセン」、 「ドデカノール」、 「ドデシルベンゼン」、 「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物」、 「ドデシルキシレン」、 「掘削用ブライン (亜鉛塩を含むものに限る。))」、 「掘削用ブライン (塩化カルシウム、 塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、 亜鉛塩を含まないものに限る。))」、 「酢酸エチル」、 「アセト酢酸エチル」、 「エチルベンゼン」、 「エチルシクロヘキサン」、 「N-エチルシクロヘキシルアミン」、 「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩 (水溶液)」、 「エチレングリコール」、 「エチレングリコールモノアセテート」、 「エチレングリコールモノフェニルエーテル」、 「エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物」、 「2-エチルヘキサン酸」、 「2-エチル-2- (ヒドロキシメチル) プロパン-1,3-ジオールアルキルエステル (アルキル基の炭素数が 8 から 10 までのもの及びその混合物に限る。))」、 「エチリデンノルボルネン」、 「エチルトルエン」、 「飽和脂肪酸 (炭素数が 13 以上のもの及びその混合物に限る。))」、 「魚油」、 「ホルムアミド」、 「グリセリルトリアセテート」、 「トリアルキル (炭素数

が 10 のものに限る。) 酢酸グリシジル」、「グリシンナトリウム塩 (水溶液)」、「グリオキサール (水溶液) (濃度が 40 質量%以下のものに限る。))」、「落花生油」、「ヘプタン」、「ノルマルヘプタン酸」、「酢酸ヘプチル」、「ヘキサメチレンジアミンアジペート (水溶液) (濃度が 50 質量%以上のものに限る。))」、「ヘキサメチレングリコール」、「ヘキサン」、「ノルマルヘキサン酸」、「ヘキシルアルコール (メチルペンチルアルコールを除く。))」、「酢酸ヘキシル (酢酸メチルペンチルを除く。))」、「N-(ヒドロキシエチル) エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩 (水溶液)」、「イリッペオイル」、「イソアミルアルコール」、「イソブチルアルコール」、「ぎ酸イソブチル」、「酢酸イソプロピル」、「イソプロピルシクロヘキサン」、「乳酸」、「ラード」、「ラテックス (安定剤として 1 質量%以下のアンモニアを含むものに限る。))」、「ラテックス (スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。))」、「ラウリン酸」、「リグニンスルホン酸ナトリウム塩 (水溶液)」、「亜麻仁油」、「アルカリルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 11 から 20 までのもの及びその混合物に限る。))」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸 (アルキル基の炭素数が 16 から 60 までのもの及びその混合物に限る。))」、「長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物」、「塩化マグネシウム (水溶液)」、「長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。))」、「アルキルサリチル酸マグネシウム (アルキル基の炭素数が 11 以上のものに限る。))」、「マンゴー核油」、「メルカプトベンゾチアゾールナトリウム塩 (水溶液)」、「N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩 (水溶液)」、「3-メトキシ-1-ブタノール」、「酢酸 3-メトキシブチル」、「N-(2-メトキシ-1-メチルエチル) -2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド」、「酢酸メチル」、「アセト酢酸メチル」、「メチルアルコール」、「酢酸メチルペンチル」、「メチルブテノール」、「メチルターシャリーブチルエーテル」、「メチルブチルケトン」、「メチルブチノール (2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。))」、「メチルシクロヘキサン」、「メチルシクロペンタジエン二量体」、「メチルエチルケトン」、「メチルイソブチルケトン」、「3-メチル-3-メトキシブタノール」、「N-メチル-2-ピロリドン」、「アルファメチルスチレン」、「ミルセン」、「ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩 (水溶液)」、「ネオデカン酸」、「ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩 (水溶液)」、「ノナン」、「ノナン酸」、「ノネン」、「ノナノール」、「メタクリル酸ノニル」、「ノニルフェノール」、「ノニルフェノールポリエトキシレート (重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「オクタン」、「オクタン酸」、「オクタノール」、「オクテン」、「オクチルアルデヒド」、「アジピン酸オクチルデシル」、「アルキルエステル及びオレフィンの共重合体 (分子量が 2000 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「オレフィン混合物 (炭素数が 5 から 15 までのものの混合物に限る。)) (炭素数が 5 から 7 までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が 6 から 15 までのもののみから成る混合物を除く。))」、「オレフィン (炭素数が 13 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「アルファオレフィン混合物 (炭素数が 6 から 18 までのものの混合物に限る。))」、「オレイン酸」、「オリーブ油」、「パームアシッドオイル」、「パーム核油」、「パーム核油オレイン」、「パーム核油ステアリン」、「パーム油」、「パーム脂肪酸メチルエステル」、「パームオレイン」、「パームステアリン」、「パラフィンワックス」、「吉草酸」、「テトラクロロエチレン」、「ペトロラタム」、「無水フタル酸 (溶融状のものに限る。))」、「アルファピネン」、「ベータピネン」、「パイン油」、「ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル (アルキル基の炭素数が 1 から 6 までのものであって重合度が 2 から 8 までのもの及びその混合物に限る。))」、「ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート (アルキル基の炭素数が 1 から 6 までのものであって重合度が 2 から 8 までのもの及びその混合物に限る。))」、「ポリブテン」、「ポリブテニルこはく酸イミド」、「多環芳香族化合物 (環の数が 2 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「ポリエチレングリコール」、「ポリエチレングリコールジメチルエーテル」、「ポリイソブチレン (重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「ポリオレフィン (分子量が 300 以上のもの及びその混合物に限る。))」、「ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩 (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びそ

の混合物に限る。)、 「アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 2 から 4 までのもの及びその混合物に限る。) 及びポリオレフィンアミンの混合物」、 「芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物」、 「無水イソブテニルこはく酸」、 「ポリオレフィンエステル (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)」、 「ポリオレフィンフェノールアミン (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)」、 「ポリオレフィンホスホロスルフィドバリウム化合物 (炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)」、 「モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルピタン (重合度が 20 のものに限る。)」、 「ポリプロピレン (重合度が 5 以上のもの及びその混合物に限る。)」、 「ポリプロピレングリコール」、 「ポリシロキサン」、 「オレイン酸カリウム (水溶液)」、 「酢酸ノルマルプロピル」、 「ノルマルプロピルアルコール」、 「プロピレングリコールメチルエーテルアセテート」、 「プロピレングリコールモノアルキルエーテル」、 「プロピレン四量体」、 「プロピレン三量体」、 「ピリジン」、 「菜種油」、 「菜種油脂肪酸メチルエステル」、 「米糠油」、 「ロジン」、 「サフラワー油」、 「アルミノけい酸ナトリウム (スラリー)」、 「安息香酸ナトリウム」、 「炭酸ナトリウム (水溶液)」、 「次亜塩素酸ナトリウム (水溶液) (濃度が 15 質量%以下のものに限る。)」、 「ポリアクリル酸ナトリウム溶液 (重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。)」、 「大豆油」、 「スルホラン」、 「ひまわり実油」、 「トール油脂肪酸 (樹脂酸分が 20 質量%未満のものに限る。)」、 「タロー」、 「タロー脂肪酸」、 「テトラクロロエタン」、 「テトラエチレングリコール」、 「テトラエチレンペンタミン」、 「テトラヒドロナフタレン」、 「テトラメチルベンゼン」、 「1,2,4-トリクロロベンゼン」、 「トリクロロエチレン」、 「1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン」、 「トリデカン」、 「トリデカン酸」、 「酢酸トリデシル」、 「トリエチレンテトラミン」、 「燐酸トリエチル」、 「トリエチレンプロパノールアミン」、 「トリメチルベンゼン」、 「イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ジイソブトキシペンチル」、 「イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル」、 「トリプロピレングリコール」、 「桐油」、 「テレピン油」、 「ウンデカン酸」、 「1-ウンデセン」、 「ウンデカノール」、 「硝酸アンモニウム及び尿素の混合物 (水溶液) (アンモニア水を含むものを除く。)」、 「燐酸アンモニウム及び尿素の混合物 (水溶液)」、 「尿素 (水溶液)」、 「植物性たんぱく質 (水溶液) (加水分解されたものに限る。)」、 「ネオデカン酸ビニル」、 「ビニルトルエン」、 「ワックス」、 「キシレン」、 「アルカリルジチオ燐酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が 7 から 16 までのもの及びその混合物に限る。)」又は「アルキルジチオ燐酸亜鉛 (アルキル基の炭素数が 3 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)」と掲げる物質の運送については、 新告示別表第八の三の規定にかかわらず、 平成二十三年十二月三十一日までの間は、 なお従前の例によることができる。

4 国際航海に従事しない現存船の新告示別表第八の三の品名の欄に「硫酸アルミニウム (水溶液)」、 「リグニンスルホン酸カルシウム (水溶液)」、 「イプシロン-カプロラクタム (熔融状のもの又は水溶液に限る。)」、 「ひまし油」、 「ココアバター」、 「やし油」、 「とうもろこし油」、 「綿実油」、 「魚油」、 「落花生油」、 「イリッペオイル」、 「ラード」、 「リグニンスルホン酸ナトリウム塩 (水溶液)」、 「亜麻仁油」、 「マンゴー核油」、 「オリーブ油」、 「パーム油脂肪酸蒸留物」、 「パーム核油」、 「パーム核油オレイン」、 「パーム核油ステアリン」、 「パーム油」、 「パームオレイン」、 「パームステアリン」、 「無水フタル酸 (熔融状のものに限る。)」、 「菜種油」、 「米糠油」、 「サフラワー油」、 「次亜塩素酸ナトリウム (水溶液) (濃度が 15 質量%以下のものに限る。)」、 「大豆油」、 「ひまわり実油」、 「タロー」又は「桐油」と掲げる物質を運送する場合の船型については、 前項及び新告示別表第八の三の規定にかかわらず、 平成二十八年十二月三十一日までの間は、 なお従前の例によることができる。

5 国際航海に従事しない現存船の新告示別表第八の三の品名の欄に「アセトンシアノヒドリン」、 「酪酸」、 「ジクロロメタン」、 「2,2-ジクロロプロピオン酸」、 「ホスホン酸水素ジメチル」、 「エチレングリコールメチルエーテルアセテート」、 「グルタルアルデヒド (水溶液) (濃度が 50 質量%以下のものに限る。)」、 「イソプロパノールアミン」、 「メタクリル酸」、 「酢酸ノルマルオクチル」、 「水酸化カリウム (水溶液)」、 「ノルマルプロパノールアミン」、 「水素化ほう素ナトリウム及び水

酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）」、「硫酸」、「廃硫酸」又は「トリメチル酢酸」と掲げる物質を運送する場合の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成十八年十二月五日国土交通省告示第千四百四十八号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式中等級五・二及び副次危険性等級五・二を示す標札等については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十年六月二十三日国土交通省告示第七百七十三号）

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十二日国土交通省告示第千五百二号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 平成二十三年一月一日前に製造されたIBC容器については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新告示」という。）第二十五条の五第二項及び第三項の規定は、なお従前の例によることができる。

4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一の国連番号の欄に「3077」又は「3082」と掲げる物質の運送については、新告示の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）であって国際航海に従事しないものの新告示別表第八の三の品名の欄に「グリセリンモノオレイン酸」と掲げる物質の運送、「長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が 11 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフェネート」、「長鎖（炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。）アルコキシアアルキルアミンのエトキシ化物」、「ペトロラタム」、「ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が 18 から 22 までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物」、「トリメチル酢酸」、「ワックス」若しくは「キシレノール」と掲げる物質の船型、「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物」、「1,6-ヘキサンジオール（蒸留留出物）」、「イソブチルメタクリレート」若しくは「塩化カリウム（水溶液）」と掲げる物質の消火剤又は「アクリル酸」と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

6 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「ポリプロピレングリコール」と掲げる物質の通気装置、「アクリル酸」と掲げる物質の計測装置、「ノルマルアルカン（炭素数が 10 以上のもの及びその混合物に限る。）」、「アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が 6 から 24 までのもの及びその混合物に限る。）」、「オクタン酸」、「ペトロラタム」若しくは「酢酸トリデシル」と掲げる物質の消火剤又は「イソアルカン（炭素数が 10 及び 11 のもの

並びにその混合物に限る。)、シクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。))並びにその混合物)、ノルマルアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。))、アルキルジチオチアジアゾール(アルキル基の炭素数が6から24までのもの及びその混合物に限る。))、アンモニア(水溶液)(濃度が28質量%以下のものに限る。))、酢酸ベンジル、4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩(水溶液)、フタル酸ジエチル、ジメチルオクタン酸、アルカリルポリエーテル(アルキル基の炭素数が11から20までのもの及びその混合物に限る。))、ネオデカン酸、オクタン酸、ペトロラタム、パイン油、ポリオレフィンホスホルスルフィドバリウム化合物(炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。))、ポリプロピレングリコール、テトラエチレンペンタミン、テトラヒドロナフタレン、テトラメチルベンゼン、1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン、酢酸トリデシル、トリエチレンテトラミン、イソ酪酸2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル、ワックス若しくはアルカリルジチオリン酸亜鉛(アルキル基の炭素数が7から16までのもの及びその混合物に限る。))と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日(当該船舶について行われる定期検査又は中間検査(検査の準備のためドック入れ又は上架を行うものに限る。))のうち施行日以後最初に行われる検査の時期が平成二十三年十二月三十一日後である場合には、その検査の時期)までは、なお従前の例によることができる。

- 7 国際航海に従事しない現存船のうち、新告示別表第八の三の品名の欄に「3-メチルチオプロピオンアルデヒド」と掲げる物質のガス検知装置、「脂肪族アルコールポリエトキシレート(アルコールの炭素数が12から16までのものであって、重合度が20以上のもの及びその化合物に限る。))」、「ベンジルアルコール」、「長鎖アルキル(アルキル基の炭素数が5から10までのもの及びその混合物に限る。))カルシウムフェネート」、「長鎖アルキル(アルキル基の炭素数が11から40までのもの及びその混合物に限る。))カルシウムフェネート」、「シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物」、「ジエチレントリアミン」、「グルタル酸ジメチル」、「フタル酸ジメチル」、「メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物」、「長鎖(炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。))アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物」、「エチレンシアノヒドリン」、「エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート」、「エチレングリコールジアセテート」、「フルフリルアルコール」、「イソホロン」、「ラクトニトリル(水溶液)(濃度が80質量%以下のものに限る。))」、「メチルジエタノールアミン」、「2-メチル-6-エチルアニリン」、「ポリ硫酸第二鉄(水溶液)」、「ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素(炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。))溶媒溶液」、「ポリオレフィンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が28から250までのもの及びその混合物に限る。))」、「チオ硫酸カリウム(濃度が50質量%以下のものに限る。))」、「ベータプロピオラクトン」、「無水プロピオン酸」、「水酸化ナトリウム(水溶液)」、「けい酸ナトリウム」及び「1,1,1-トリクロロエタン」と掲げる物質の特別要件については、新告示別表第八の三の規定にかかわらず、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。))の時期までの間は、なお従前の例によることができる。
- 8 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式中等級五・二及び副次危険性等級五・二を示す標札等については、新告示の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則(平成二十一年六月二十三日国土交通省告示第六百五十四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月二十二日国土交通省告示第千三百六十号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年十二月二十二日国土交通省告示第千五百二十七号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十二日国土交通省告示第千五百三十号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新告示」という。）による第四号様式の表示については、新告示の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第一の国連番号の欄に「3171」又は「3496」に掲げる危険物の運送基準については、新告示の規定にかかわらず、平成二十三年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 施行日前に製造されたポータブルタンクに係る第七号様式の表示については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十三年十二月二十八日国土交通省告示第千三百二十四号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に日本船舶を所有できない者が所有する小型容器、大型容器、IBC 容器、ポータブルタンク又は高圧容器に付された表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十四年十二月二十七日国土交通省告示第千四百八十七号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 平成二十五年十二月三十一日までに製造された大型容器の表示については、この告示による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（次項において「新告示」という。）第六号様式の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示第七条の三の規定に基づく表示は、新告示の規定にかかわらず、平成二十五年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百二号）

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年四月十六日国土交通省告示第五百十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年五月三十日国土交通省告示第六百四十六号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千二百二十五号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十二月二十二日国土交通省告示第千八百八十二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

第四条 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）第十四条の二の二の規定によるオーバーパック表示、第二十五条の四第一項第五号の規定によるサルベージ容器の表示並びに第二十五条の四第一項第六号、第二十五条の四の二第七号及び第二十五条の五第四項の規定による表示は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

2 旧危告示第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札又は標識、第七条の三第四項第三号第十条の三及び第十六条の二第十一項の規定による高温注意用表示、第七条の四第一項及び第十条の三の規定による少量危険物用表示、第十六条の二第十二項の規定によるくん蒸注意用表示、第十六条の二第十四項の規定による冷却剤注意用表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお、従前の例によることができる。

3 新危告示第二十五条の四の二第六号の規定による表示は、平成27年十二月三十一日までの間、適用しない。

4 新危告示別表第一にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

5 新危告示別表第一備考10によるSP372 1（1）による表示は、平成二十七年十二月三十一日までに製造されるものには適用しない。

附 則（平成二十七年十二月二十一日国土交通省告示第千二百十二号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている危険物の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十四日国土交通省告示第五百十九号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液化ガス物質の運送については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年十二月二十八日国土交通省告示第千四百四十八号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

- 2 この告示による改正前の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「旧危告示」という。）第七条の二第四項及び第十六条の二第一項の規定による標札及び標識は、改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「新危告示」という。）の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 新危告示別表第一の規定にかかわらず、危険物の品名の表示及び記載については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 旧危告示別表第一の国連番号の欄に「1950」と掲げる物質の運送については、新危告示別表第一の規定にかかわらず、平成三十四年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この告示の施行前に製造された危険物については、新危告示別表第一備考4の表SP204の項の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 6 旧危告示別表第一備考10のSP188による表示は、新危告示の規定にかかわらず、平成三十年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

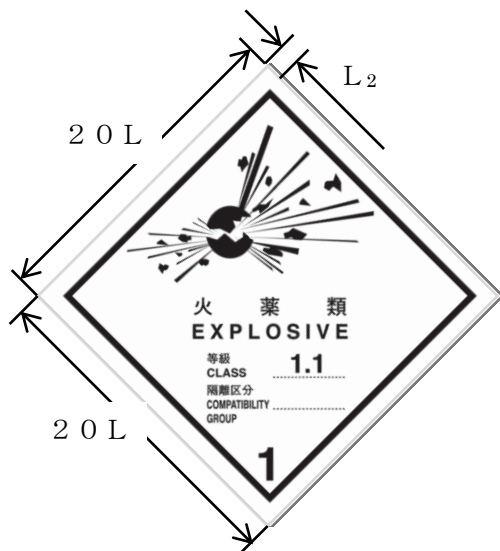
第1号様式（第7条の2、第14条の2の2、第16条の2関係）

注1 Lは、正標札及び副標札にあつては、0.5センチメートル以上、正標識及び副標識にあつては、1.25センチメートル以上とする。ただし、表示が困難となる場合にあつては、Lはこの限りでない。L₂は、標札にあつては、0.5センチメートル、標識にあつては、1.25センチメートルとする。

2 標札等を危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高圧容器及びポータブルタンク（以下「容器等」という。）に付した場合であつて、当該標札等と容器等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札等と容器等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すると。

3 ふちの内側の線の太さは2ミリメートル以上とする。

等級1.1を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする。	

等級1.2を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.3を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.4を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.5を示す正標札及び正標識



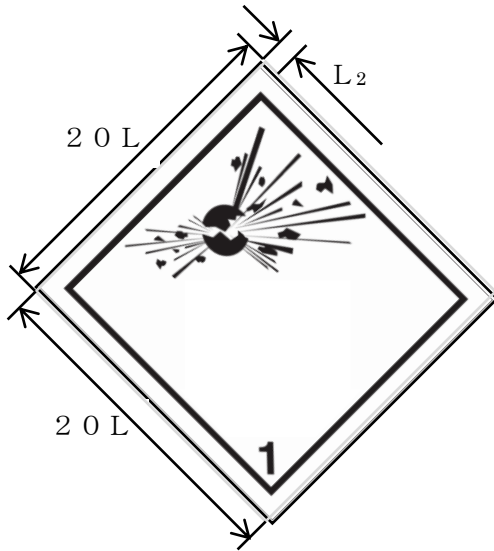
部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

等級1.6を示す正標札及び正標識



部 分	色 彩
地	だいたい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒
隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする	

副次危険性等級1を示す副標札及び副標識



部 分	色 彩
地	だいだい
線	黒
記 号	黒

等級2.1及び副次危険性等級2.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、
 「引火性高圧ガス
 FLAMMABLE GAS」
 の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級2.2及び副次危険性等級2.2を示す標札等



部 分	色 彩
地	緑
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「非引火性非毒性高压ガス

NON — FLAMMABLE,

NON — TOXIC GAS」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級2.3及び副次危険性等級2.3を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「毒性高压ガス

TOXIC GAS」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級3及び副次危険性等級3を示す標札等



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒 又 は 白
線	黒 又 は 白
記 号	黒 又 は 白

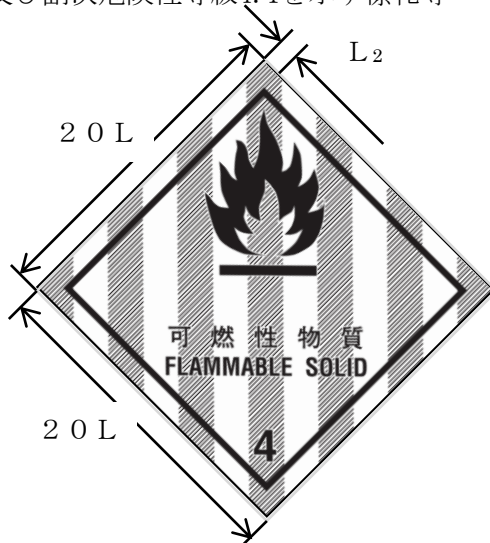
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「引火性液体類

FLAMMABLE LIQUID」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.1及び副次危険性等級4.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	白
斜線を施した部分	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

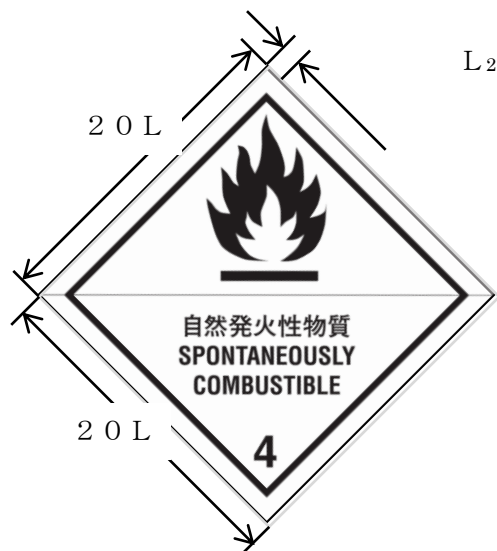
注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「可燃性物質

FLAMMABLE SOLID」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.2及び副次危険性等級4.2を示す標札等



部 分	色 彩
上 半 分 の 地	白
下 半 分 の 地	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「自然発火性物質

SPONTANEOUSLY

COMBUSTIBLE」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級4.3及び副次危険性等級4.3を示す標札等



部 分	色 彩
地	青
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「水反応可燃性物質
DANGEROUS
WHEN WET」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

等級5.1及び副次危険性等級5.1を示す標札等



部 分	色 彩
地	黄
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 第7条の3第4項第2号（第16条の2第10項で準用する場合を含む。）により国連番号を表示する場合には、

「酸化性物質
OXIDIZING AGENT」

の文字を削り、かつ、その位置を方形の白地として、高さ 6.5センチメートル以上の黒文字で国連番号を記入すること。

